

## 第8回長野県治水・利水ダム等検討委員会 議事録

日時 平成14年3月27日(水)午前10時から午後4時まで

場所 長野厚生年金会館「雲海」(長野市)

出席者 宮地委員長以下13名(五十嵐委員欠席)

田中治水・利水検討室長

定刻となりましたので、只今から第8回長野県治水・利水ダム等検討委員会を開催致します。開会に当たりまして、宮地委員長からご挨拶頂きたいと思います。

宮地委員長

それでは一言ご挨拶を申し上げます。年度末で大変お忙しい、それからお勤めの方は学年末とかそういうことで、大変お忙しいところ、ご出席頂きましてありがとうございます。第8回委員会を開くに当たりまして、実はもう皆様方、私が言うまでもなく、浅川・砥川部会においては非常にこの1、2か月精力的にご討議を頂きまして、本当にお疲れのことだと思えます。

本日は部会からまとめに近いようなご報告を頂けることでございますので、それを受けましてこの委員会でこれから先の答申の方向というものを考えて参りたいと思っております。

それからもう一つ今日お話し致しますことは、3月22日に県知事から要請があったこと、あるいは県議会に私が参考人として出ましたこと。そういうことでいろいろご報告申し上げることがございます。それでその中にはこれから委員会でご審議を頂かなきゃいけないこともございますので、それもご報告してお考えを頂きたいと思っております。

それからその他の部会の方でございますが、黒沢、郷土沢、上川の3河川は4月を目途に部会を立ち上げるように、実際にいろんな手続きを行っております。そのことについてご報告も申し上げますが、それ以外の残りの4河川についても、これからどういうふうなテンポで、いつ頃を目安にしてということがございますので、そのご審議も頂きたいと思っております。

年度と致しましては今年度最後でございますが、まだ私どもの任期は半分に達しておりません。それでまだまだいろいろご苦勞をお願いすることがあると思っておりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

田中治水・利水検討室長

ありがとうございました。本日の出席委員は14名中13名でございます。条例の規定によりまして、当委員会は成立致しました。

それでは議事に入ります前に資料の確認をさせて頂きたいと思いますが、お手元にあります今日の次第と資料-1ということで、宮地委員長から知事への報告ということ。それから右肩にふってありますが、資料2- ということで「砥川の基本高水流量に対する見解について」ということで、ワーキンググループからの報告、それから「基本高水計算方法の主要な問題点とその解決方法について」ということがございます。それから資料3としまして「森林ワーキンググループ報告書」、それから資料4として「黒沢川・郷土沢川・上川の部会特別委員について」の資料、それから「砥川部会の報告」がお手元にあるかと思えます。それから砥川部会の委員さん以外の方には、これまでの砥川部会議事録と、1回目から13回目までの部会の資料ということで、大分厚いものですが、お渡ししてございますので、ご確認を頂きたいと思えます。よろしいでしょうか。

それでは委員長さん進行の方をよろしくお願ひしたいと思います。

宮地委員長

はい、承知致しました。それではまず本日の議事録署名人を指名したいと思います。今回は石坂委員と植木委員。よろしくお願ひを致します。

それではまず、お手元の議事の進行表をご覧頂きまして、第一に報告がございます。4つございますが、その中でまず時間的に追っていきますと、知事からの要請が3つほどございました。それから次に浅川部会、砥川部会の報告がございますけれども、これはご覧のとおり、次の4の議事につながって参りますので、実はこの2番目の報告を一番最後にさせて頂きまして、報告の順番を、知事からの要請、3番目のワーキンググループの報告、それから3部会の状況、そういうものを済ませて、あと浅川部会、砥川部会のご報告を頂きたいと思ひますので、どうぞご了解をお願ひ致します。よろしゅうございますでしょうか。はい、それではそんな順番にやって参ります。

まず第1に、私からご報告を申し上げる事項でございます。これはお手元の資料-1に、内容は実は3つぐらいございまして、第1番目が平成14年2月26日の火曜日のことでございます。これは前回の検討委員会がありました時に、浅川部会の最後の回が3月31日になると、そういうご報告を受けまして、そのことを検討委員会です承致しました。それにつきまして、そうすると3月中に答申を知事に差し上げるということは時間的に無理であると判断致しましたので、2月26日にそういう旨を知事に申し上げに行った。そのことでございます。いちいち読みませんですけども、2月26日の11:30から知事室へ参りまして、検討委員会で今までこんなふうに審議をして参りました、それから今後の予定がこういうふうになっておりますと、こういう事情を申し上げました。そういう訳で最後の答申は4月以降にずれ込まざるを得ないという見込みでございますが、ひとつご了解を頂きたい。こういうことを申し上げた結果、知事からは、いろいろ努力をしていただいていることはよく分かっておりますので、結論的に申しますと、3月末を越えてしまうのはやむを得ない。実はこの時知事は非常にお言葉を選ばれまして、やむを得ないと言い切っていていか苦慮しておられて、承りましたというのと半々ぐらいのお言葉だったんですが、そういう状況でございました。委員長の報告は謹んで承るとそういう表現でございました。その後に私がいろいろ申し上げたこともございますけれども、結論的にはそういうことでございます。これからは私どももできるだけ早く答申することを考えてやりますので、ひとつそれをご覧頂きたいとそういうことを申し上げました。

2番目は2月26日が過ぎました後で、3月12日の県議会の土木委員会へ参考人として私が呼ばれました時のことでございます。これは実は率直に申しましてこの前日3月11日ってというのは、あの有名な鈴木宗男委員が国会で証人喚問があった時でございます。私は実は大変ビビったんです。こういう所へ行くのは初めてでございましたので、行くのがよいか行かないのがよいか私は考えたんですが、幸いにしているいろいろお願ひを致しました。つまり質問なさる事項を文書で見せて頂きたい。それからそのご質問は土木委員長自身が私にやって頂きたい、それに対して私がお答えする。その文書で書かれた以外のことにはお答え申し上げませんと、そういうことを申し上げまして、それは土木委員会の方でご了解を頂きました。それで私出掛けて行った訳でございます。

結局そこでの聴取事項が、1、2、3、4とございますが、要するにそこでご質問を受けたことは、いろいろな時期に知事から答申の期限をいつまでにしてくれという明確な要請があったかどうかと、そこにご質問は集中しておりました。その中にはまず去年の6月25日、委員会が立ち上がる時にはあったかないか、これは「そういうことはございませんでした。」と申し上げました。それから10月以降そういうことがあったかとおっしゃいましたので、それは10月9日に、知事が私と浅川部会の石坂部会長、砥川部会の宮澤部会長をお呼びになって、浅川については3月を目途にやって頂きたい、砥川については委員会の審議を阻害

しない範囲でできるだけ早くお願いしたいと、そういうことはございましたと、こういうふうにお答えを致しました。それが委員会の狭間でございましたので、そのことは委員の方には文書で周知して、検討委員会では改めてご報告して了解を得ましたと、そういうご返事を申し上げました。もう一つ、2月26日に答申がずれ込むことを報告した内容は何かというご質問がございましたので、それは先程申し上げたことをお答え致しました。それから4番目は浅川、砥川以外の7河川の部会立ち上げについて知事から期限を区切った要請があったか、というので、そこではそういう話しはございませんでしたとお答えしました。

そういうふうの実質的には15分ぐらいでございましたけれども、とにかく私は大変緊張した参考人出頭でございました。

もう一つございましたのは、3月22日でございます。これは新聞報道などによって私が知ったところでございますが、3月のいろんな県議会の委員会におきまして、議会の方から県知事に答申の期限を付けるように要請する考えはないかと言われたようでございます。そのことに関連して知事から私にお話しがございました。時間的にも15分ぐらいでございましたが、知事のここでのおっしゃり方は、「現在審議をいただいているところでございますので、自分が期限を付けることは差し控えたいけれども、検討委員会自らの議論の中で答申期限を付けてもらえないだろうか。」と、こういう要請でございました。私も期限を付けるということは私ども検討委員会を考えるべきことであると思うので、知事の要請を委員会にお伝えをして、その中で期限を付けるか付けないかも含めまして、お諮りをして参りますと、そういうふうにお答えをした訳でございます。

以上が知事からの要請に関連した3つのことでございます。以上でございますが、今申しましたようにこれから先立ち上げる部会、それからもう既に発足することになっている3部会、それも含めまして答申の期限をどうしようか、ということがございますので、それについては多分午後になると思いますが、議事の中でご相談をしたいと考えております。

以上でございます。ちょっと足早にお話しを申し上げましたが、如何でございましょうか。ご質問があればお答えを致します。

#### 宮澤委員

委員長、今委員長からご報告がありました議会、それから知事の問題、まさしく委員長には大変ご苦労様でございました。

委員長のご報告の中での呼ばれた内容は分かりましたが、なんで呼ばれたかというポイントに、私もその立場の中で同席した人間でございますので、今一度確認をさせて頂いた方がいいかなと思います。と申しますのは、今長野県は岡山に次いで財政の状況が大変厳しい状況に来ていることは、委員の皆様ご承知のとおりでございます。この中で約1億8,000万の今年度予算をかけまして、この委員会でこの9河川のダム、来年度も2億何千万でございますが、議論をしている訳であります。

これは何の為にやっているかということでございますが、これは理念とか自らのお考えの実行の場だとか、そういうようなことではなくて、地域住民が生活の生命、生活の安全を図るための具体的な施策、これをあらゆる角度からご検討頂いて、そして心静かに冷静に判断する材料をご提供頂きたいということで行なわれている訳でございます。ですので、最初申し上げましたように、国との関係もでございます。当然各ワーキンググループでは国との協議もやってらっしゃると思っております。そういうような全ての検討を終えて、部会と検討委員会がキャッチボールしたり、また様々な方向から議論をして、住民の納得するひとつの治水案、具体的な案でございますが、これを導き出す為にこの検討委員会は設置されているものでありまして、大変厳しい中、例えば具体的な例を上げますけれど、母子家庭の慰労金、ないしは重度障害者の慰労金、これは7,000万ちょっと両方合わせてそうですけど、この分削ってまでいる現状に鑑みまして、この部会の置かれて

いる位置というのは、そういう面で大変現実的なものでございます。そこらへんのところを私ども委員はもう一度確認すると共に、検討委員会としてもその置かれている立場をもう一回委員の先生方に私ども含めまして、再認識するところから新しい今日からの検討委員会、それから部会それぞれ始めたいものだなあと、こういうことがたまたま委員長、それから議会、そしてまた知事の方からお話しをされたというふうに、私は理解をするところでございます。そこらへんのところを、私の考えが間違っているかもしれません。どうぞ自由な意見を頂いて、今委員長さんから報告のあった事例は、そういう経過のもとにあるんだということかどうか、私は私自身として肝に銘じているところでございますが、委員の皆さんのお考えを受け賜われればと思っているところでございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。如何でございましょう。どうぞ。

石坂委員

質疑といいますが、意見は午後にとということですので、主には午後述べたいと思いますけれど、たまたま今宮澤部会長からそういうお話しがありましたので、私と宮澤部会長それぞれ、砥川と浅川の部会長をたまたまお引き受け致しまして、苦悩は同じかなと思うんですけど、午後答申の時期とか期限をどうするかということ、今の知事からの要請、委員長が議会に呼ばれているいろいろお答えになったこととの関係で、この委員会として検討すると思うんですけど、私は今宮澤部会長からお話しがあっただけに、部会をやり検討委員会をやり、勿論お金もたくさんかかる。そういう中で結局最初と同じじゃないかという結論になってはならないと思うんです。しかし残念ながら現段階では、特に浅川の場合3月末と強いご要請があります中では、残念ながら全体多数の合意を得て納得の上で一つの案にという状況には、私は本当に残念なんですけど、できない状況にあります。両論併記と言われるような状況で終わらざるを得ないという一つの原因には、時間が余りにも充分に取れないと、検討委員会とのキャッチボールが、部会の日程があまりにも忙しい中で充分にできないということが私としては非常に残念です。そういう点ではどんな結論になっても、部会や検討委員会の議論があって良かったと、最初と同じではないと、お互いに分かりあえた部分もあったと、しこりを残さない結果に終わらなければ、お金や時間をかけた意味もないということもとても大事なことだと思いますので、その辺を肝に銘じてやっていかれるような今後の運営でありたいということをお願いしたいと思います。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。はい、じゃあ松島さん。

松島（信）委員

検討委員会をお願いしたいんですけども、今まで部会を砥川と浅川と両方出ている、何か同じようなジレンマがあるんです。それは今宮澤部会長さんが言われたように、例えば森林ワーキングとか基本高水のワーキングとか、それとの連携が取れない訳ですね。それは検討委員会は月に1回、それぞれの部会は毎週、そういうペースの違いがあるので、どうしてもやむを得ない訳ですよ。ですから、この部会の切れ目に検討委員会をしっかりとやって、ある程度の検討委員全体の共通認識というか、お互いがどのような立場でちゃんとある程度の見通しを持っていくかということをやっておかないと、このまま再び3つの部会を今までのように始めてみたら、また同じことになっちゃうということを思う訳で、その辺を今後のスケジュールの中で考慮して頂きたいと思います。

宮地委員長

はい、分かりました。さっき藤原さん先に手を挙げられたのでどうぞ。

藤原委員

先程、石坂さんが何か浅川部会は両論併記になるような話をなさっていましたけれども、前回の時に僕は一本化すべきだというふうに言っておりますし、それから今度取りまとめについての意見を出せという時にも、とにかく一本化すべきだと。今までもう最初の段階で大きく分けて2つの意見があった訳ですよ。その中でやはり、まあ内容に入ってしまうことになるかも知れませんが、あの地域、要するにダム予定地がいかに危険かということがはっきりしてきているということ。それは普通の段階で聞いていれば理解できる程度の説明を地質の先生方にもして頂いているし、随分いろいろと調査をした結果、そういうことを僕は認識している訳ですよ。そうすると両論併記というふうな答申にはなれないんですね、僕自身には。多くの人達はそうじゃないかなというふうに思っている訳です。ですからいくつか新聞のコピーを送ってもらったのを見ると浅川部会は両論併記になる、なんて書いてあるけれども、僕はやはり両論併記というのは、それはもう単なる問題の先送りで、じゃあ何の為にこれだけ長い間やったのか、まあ内容は少しは変わったのかもしれないけれども、お互いに充分話し合っ、特に浅川ダムっていうのは一番最初の時には内水氾濫を防ぐんだということを言っていたけれども、検討過程では内水氾濫に役に立たないということが1つ出てきて、それからもう1つは、あそこは地すべり等技術検討委員会でやったから安全なんだという話だったけれども、浅川部会で地すべり等技術検討委員会の元委員の話の聞いたり、松島委員の調査の結果、あそこは欠陥のある地質だということは、浅川部会に出ている人で、まともな理解ができる人だったら、共通の認識になると思う訳ですよ。とすれば、どうも一本化できないかどうかということについて、努力はまだあと1回ある訳ですから、何かその前から両論併記、両論併記と出てきちゃっているけれども、ちょっとそのところは理解できないんです。

宮地委員長

はい、藤原先生、今のは部会の報告の中でそれに対するご意見として伺った方がよろしいかと思うんですが、決して否定する訳ではございませんが、今まだ後の方の4番目に報告を予定しておりますので、そこをお願いを致しますと。浜さんどうぞ。

浜委員

今両論併記とか、一本化とか出ていますけれども、私砥川部会に13回参加をしてみまして、当初から部会という位置付けがはっきりしていない訳です。たまたま県議会の土木部長発言の問題に対して、委員長は新聞紙面ですけども、「検討委員会は答申で技術的に完璧な案を提示するのではなく、こういう方法で考えたらどうかということを方向性を示せばいい。」というふうにおっしゃっておられる訳です。しかし今浅川、砥川この2つの部会については代替案というものをずっと検討してきた訳なんです。委員長のこの文面をそのままとれば、部会というものは基本的に流域住民の意見を吸収してくればいいという程度のものなのか、あるいは砥川部会でも、それぞれの委員がそれぞれ持っている代替案というものを発表してきた訳ですよ。その部分を委員会の方に上げてくればいいのか、あるいはきちっとした技術レベルまで、あるいは法的裏付け、財源という裏付けまで、当然これは財政ワーキングもあるでしょう、基本高水ワーキングもあるでしょう。その為のワーキングであって、そこまでのことをやって検討委員会に対する報告をするのか、その辺のことがはっきりしていないと、これから立ち上げる部会についても必ずその辺のところできずいてしまうということがあると思うんです。ですから委員長の立場として、その辺のところを是非私ははっきりさせ

てもらいたいと、こう思うんです。

宮地委員長

今のことに答えしてよろしいですか。他に何かご質問ございませんか。

石坂委員

それに関係してよろしいでしょうか。今浜委員から出されたご意見に関連して、私がこの間、浅川部会に関わらせて頂いて運営してきました中で感じていることなんですけど、最初に申し上げたこととも関連しますけれど、松島委員の言われたこととも重なるんですけど、いい意味での部会と検討委員会のキャッチボールができれば、本来部会の中でも専門家じゃない住民も含めて合意を得ていくことは、すべて可能かどうかは分かりませんが、合意を得る方向に進んでいくことはできるんじゃないかと私は思っています。浅川の場合で言いますと、11月23日に第1回を開催しまして、現地調査で年内は事実上終わり、実質審議に入ったのが1月からで、皆さんの対策案を出して頂き、いろいろ議論してくる中で、最も基本的な100年確率の雨が降った場合、100年に1度の予想される雨が降った場合の洪水量を決定する基本高水の問題で、ようやく今本格的な議論に入ったかな、というところで結論を出さなければならないという矛盾があります。

そういう矛盾の中で、公聴会を含めまして3月に5回の部会の開催です。検討委員会とのキャッチボールはとても叶わぬという中で、浜委員が言われましたように、私も基本的には住民が生活の実感、今までの流域の歴史、そして一番あるべき治水対策の案、これを理念として提案し、それを専門家である検討委員の皆さんに検証もして頂き、キャッチボールをして、住民が納得いくもので合意が得られていけば一番いいと思いますけれども、3月末という期限が区切られた中では、やっぱりこれは叶わない訳ですよ。

そういう点では前回の部会でも、浅川部会の委員さんの中から、部会の取りまとめを知事からの要請に応じて3月末ということを出していくことはよしとするけれども、部会の本来果たさなければならない役割と責任という意味では、これで終わるのは納得できないというご意見が何人かの方から出ました。私もそのご意見は当然だなと思いました。

ですから3月末に取りまとめた案に関しまして、検討委員会で専門家の皆さんに検証して頂き、それをまた部会に返して頂いて、部会に、特に公募で参加された住民委員の皆さんが納得のいく形でご説明頂くなり、受け止めて終わっていくという形にしないと、やっぱりまずいなと思っておりますので、期限が区切られた中での運営では、とりわけ部会が責任を負うべき部分と検討委員会としての役割と、その辺はやっぱり性格を分けて頂きまして、責任役割分担をしていかないと、おかしなことになってしまうんじゃないかというのが私の意見です。

宮地委員長

はい、どうも話が部会報告の方に先に行っちゃったような感じが致しますが、ちょっと一言だけ申し上げますと、私は大まかな方向でいいんじゃないかと申し上げたのは、部会の方でもかなりはっきりした結論をお出しになりたいというご努力をなさったと、私は思っております。しかしそれができないこともあり得る訳ですね。そういう場合に私は検討委員会でそのお答えを聞いた上で、一つの判断でいろいろお答えすると、答申を出すと。そういうことになるんじゃないかと私は思っております。決して私はいり加減な返事をして方向性だけでいいと申し上げた訳ではないし、多分部会長さん方もできるだけはっきりした方針を出したいとお考えで、私ほとんど部会を全部傍聴したつもりでございますが、そういうご努力は実によく分かる。それでもなかなかできないという状況があったように私は思います。

それでこれからまたご議論頂きますけれども、2つの部会をやってみますと、これから先の新しい部会の運営についていろいろ教訓になることがたくさんあったらと思います。そういう意味でその意見をもう一回委員会としても率直なご意見を承って、考えながら新しい部会に対応していこうと、実は私そういうふうに今思っているんですが、今のお話はまた後の部会の報告についての時に、また立ち入って頂きますことをお願いして、ここでは委員長の県議会对応の話、知事との対応の報告でございますので、ちょっと一応切らせて頂いて、いかがでございましょうか。はい、ご了解を頂けたようで、一応委員長と知事、あるいは県議会との関係について報告を終わります。ありがとうございました。

次に先程申し上げました3番目のワーキンググループのご報告を頂きたいと思います。まず最初に基本高水ワーキンググループの大熊座長をお願いを致します。

大熊委員

はい、それでは、基本高水ワーキンググループから経過報告を含めて行いたいと思います。

今もお話しがあったように、我々ワーキンググループと特に砥川部会とのやりとりが、必ずしもうまく行っていなかったということは既に新聞報道等でご存知だと思いますけれども、基本高水ワーキンググループとしては、事務局をお願いしてあった総降雨量と継続時間の問題、これが出てからきちんとご報告したいと思っておりました。ただ残念ながらこの報告の結果を頂いたのが3月18日でしたか、Eメールで頂きました。それで計算表が付いたものを頂いたのが3月21日の浅川の公聴会があった日でございます、それを受けて22日に私が作業をして、23日の浅川部会で若干報告致しましたけれども、そういう経緯がございました。

そういう中で、宮澤部会長の方から3月14日までに砥川に関する基本高水に関してワーキンググループの見解が欲しいということで要請がございました。我々3人認識の共通するところと、若干ずれるところがございます、意見調整をして3月14日には一応案文を作って事務局にお渡し致しました。ただ事務局と我々との間で若干また議論がございまして、最終的にでき上がった案文が今お手元にある「第8回検討委員会資料2 - 」というものでございます。これを3月15日の段階で砥川部会に差し上げた訳ですけれども、我々3人の意見が統一されていないということで、残念ながらこれをお受け取り頂けなかったということでございます。

ついでですので、そういう中で我々が報告した内容をちょっとここでご報告申し上げますけれども、次のページの2 - という表1で「直轄河川の主要基準地点の流量配分表」というのがございます。これは全国の1級河川の計画規模がどんなものか、大変字が小さくて申し訳ないんですが、真ん中辺に例えば天塩川が1/100というように書かれておりますが、ご覧頂ければ分かりますように、必ずしも計画規模が全部1/100以上ということではなくて、1/50のものがあつたり、既往最大値があつたりするという事実を知って頂ければと思います。例えば大変議論が多かった、下の方に長良川がありますが、長良川は1/90です、次のページの九州のところで、今議論になっている川辺川ダム、球磨川ですが、球磨川の場合は1/80というような数字が出ております。1級河川でもこういうような状況であるということです。実はこの表は簡単なもので、河川便覧ぐらい載っているのかと思うと、現実にはどこにも載っていないという代物で、私のところの学生が修士論文の一環として全国から集めて、こういう表を作ったものでございます。多分こういう表が出ると、なんでうちの河川は1/50なのかといった議論が起りやすいということがあったのかも知れません。ただもう今は情報公開の時代ですから、こういう一覧表が当然あって然るべきかなと思います。

次に、次のページの2 - というところで、「ダム事業見直しリスト」がございましてけれども、これが例の亀井改革と言われる中で中止とか継続といったようなことで議論されたダムでございますけれども、下の補助事業の中で下の方から4つ目のところに「大仏ダム」というのがここで上がって中止になったというもの

でございます。その補助事業の中で上から4つ目のところで「新月ダム」というのがございますけれども、「新月ダム」が中止になってどうなったのかということが、次の検討委員会資料2 - でございますけれども、新月ダムというのは大川という川の中流に造られる予定のダムでございました。気仙沼に流れ込む川で、「森は海の恋人」というフレーズが出てきた所で有名な所でございます。下流の漁民達が上流の山に行ってブナ林等の植林をしたということで有名な所でございますけれども、そのダムが中止になって、その後どうなったかということですが、そこにありますように、基本高水はもともと毎秒1,000m<sup>3</sup>、でそのうち毎秒200m<sup>3</sup>を新月ダムで調節して800m<sup>3</sup>/sを下流に流すということですが、その下にありますように、基本高水を下げてダムを中止して、基本高水を毎秒870m<sup>3</sup>にしているというものでございます。

この答申がことと同じような大川治水・利水検討委員会というところで検討されまして、平成12年6月に答申されているということでございまして、基本高水を下げている事例もあるということを知って頂きたいということで、こういう資料を付けました。

それから次に2 - というのが、これが最初の「河川砂防技術基準」で、昭和33年に作られたものの基本高水のところをピックアップして参りました。この当時にはまだ今の貯留関数法だと雨量の引き伸ばしといったことはございまして、既往最大といったようなものを中心に基本高水を決めればよいという話がございます。大事なことはこの時には「基準(案)」ではなくて「基準」であったということです。その後昭和51年に改訂がなされて「河川砂防技術基準(案)」というふうに「案」が付きまして。その後2回ほど見直しがございましたけれども、未だに昭和51年以降「案」が取れていないというところに、河川砂防技術基準の問題点があるのかなというふうに思います。

それから次の参考資料は、これは宮地先生を通じてメールで頂いたものですが、信州大学の宮崎先生ですが、ここにちょっと宮崎先生のお名前がどこにもないんですけど、宮崎先生がお書きになったもので、宮地委員長と宮澤砥川部会長に出されたもので、基本高水の考え方についてご議論があるので、一応参考までに付けておきました。

それで続いてもう一つ、今日私が持参してきたもので、「基本高水計算方法の主要な問題点とその解決方法について」ということで、先日23日に浅川部会で報告したものを若干修正して参りました。前回は22日の1日しか作業する日なかったということと、今回も余り時間はなかったんですが、昨日なんとか作業を少ししてこういう形にして参りました。この前も基本高水ワーキンググループの皆さんにも見て頂いて、これに対する考え方の反論はなかったんですけど、今日もう一度修正されておりますので、この場でご議論頂ければと思います。

基本高水計算の一番大きな問題点は、そこに書いてありますように、1つの計画規模の雨量に対して、その流出計算結果の流量に大変幅があるということです。浅川の場合には約2倍、砥川の場合には約3倍という結果になっている訳です。私はこういう計算結果がせめてその範囲が40~50%におさまっていれば、まあある程度科学的と言えるかもしれませんが、これだけ開きが大きいといわゆる科学的に判断できるというものではないと考えております。

そういう意味では先程川辺川では1/80、長良川では1/90ということで、大きな川にしては比較的小さい計画規模でありながら、大変基本高水の計算について議論があるところですが、結局計画規模を変えて計算したとしても流量にこんなに幅がありますから、重複していて基本的に流量の確率議論ができないような状況にあるといっているのかなと思います。こういうことを起こしている一番の原因は、実績降雨を計画規模に引き伸ばすところに大きな問題があるのではないかと考えております。

例えば事例 下で書かれておりますのは、浅川の事例ですが、浅川は一応計画は1日雨量で130mmが1/100ということで計画されている訳ですが、その事例 の場合は11時間で65mm降ったものを、11時間はそのままにして130mmに引き伸ばしている。こういうことだと11時間での確率を考えなければいけ



ないのではないかと考えます。

それから事例は砥川の事例ですが、確かに2日雨量で248mmとこの雨量を引き伸ばしております。ただこの2日雨量は176.5mmで、よく見ますと13時間のところに142mmと集中しております。これを248mmに引き伸ばした、1.405倍の引き伸ばし率ですが、こういう形で引き伸ばして、最大の276m<sup>3</sup>/sを算出している訳ですけれども、13時間に集中したところを引き伸ばしたのをみますと、結局142mmが200mmになっている訳です。ということで13時間で200mm降る確率といったようなものを考えなければいけないだろうと思います。

次の2ページ目について下さい。本来総雨量と継続時間には、その下の図にありますように、それぞれ確率に応じて関係があるはずだと、こういう関係を求めたいと思ひまして、事務局に計算をお願いしたものであります。これを考えるに至った大きな一つの要因は、右側の図ですが、これは下水道計画によく用いられているものです。確率をパラメーターとして降雨強度と継続時間の関係を示したものです。降雨強度は例えば10分降ったとしても、10分の継続時間ですが、これを強度に計算しなおしていますから、1時間当たりの雨量ということで計算されておりますので、時間が短い方が大きくなっていきますが、継続時間の総降雨量でいきますと左側のような図になるはずだというのが私の考えでありました。これを事務局に依頼して、大分前に依頼したんですがちょっと日付は忘れましたが1ヶ月位で頂けるということで待ってあったんですが、1ヶ月半位経ちましたか、そこに書いてありますように3月18日に受け取ったというものです。

その下に書かれているのがそれで、浅川流域と砥川流域に、それぞれの時間について200年確率と100年確率の雨量が出されております。これは一応事務局がコンサルタントに発注して、それなりの、先程もお金の話がありましたけれどもそれ相当に県民の税金が使われて、これも計算されているというものでございます。

その結果をプロットしたものが後ろの方の4、5でございます。それで委員の皆さんのところにはカラーで配付されていると思いますけれども。

宮地委員長

3と、4じゃないです。

大熊委員

3と書いてコピーしてあったものもあったのもので、その辺がカラーで節約したので3のままになっているかもしれません。

それでこの線が1/200と1/100が書かれておりますが、こういう線が浅川の場合継続時間が長くなった方がちょっと雨量が低くなっていたりして、問題はあるのかもしれませんが、おおむねこんな関係があるということがこれで得られた訳です。ただし、前の2のページに戻って頂きたいんですが、浅川流域に関しては、長野の観測所、長野気象台の雨量を使っております。というのは、昔は雨量を測定するのが朝9時と翌日の9時ということで測定をしておりました。最近は各時間雨量が分かるようになってきておるんですが、6時間雨量だとか12時間雨量を求めようとしますと、そういう時間雨量のデータが揃っていないものでなければならぬということで、長野気象台を事例としてやって頂きました。

砥川に関しても蝶ヶ沢雨量を中心として、あと無いところはちょっと諏訪測候所との関係で、相関をとってデータを補正してこういうものを作ったということでありまして、今我々が考えている流域のティーセン分割による平均雨量に関する確率のものではないということだけは、少しご理解頂きたいと思ひます。

4を見て頂きたいんですが、我々が分かっていたものは、24時間でティーセン分割で分かっている確率は1日で130mmというものが分かっていたから、ここを通る線を上の線に平行にほぼ引けば、お

おむねこれでティーン分割での100年確率の線として理解できるだろうということで、黄色い線で引いてあります。

こういうものを引いてみて、それぞれ流出解析されたものをチェックしてみますと、例えば最大の先程も申し上げましたように、 $440\text{ m}^3/\text{s}$ の最大のピーク流量が出たものは、11時間で130mm降ったというものの確率評価を致しますと、1/100よりもかなり大きいということになっている訳です。

こういうことでかなり大きいものをいくつか棄却する中で、ある程度基本高水を絞り込めるのではないかと、具体的な数字はここで申し上げませんが、こういう方法によって、あと浅川における実績の洪水流量、そういったものを比較検討しながら、更に財政の問題、それから環境に与える影響、といったようなものを勘案して、この中で基本高水を決め得るのではないかと私は考えております。

同じように、次の5が砥川に関するものでございます。砥川の方が比較的きれいな線が描けているかなと思います。やはり2日で248mmという黒点で与えられているところが分かっておりますから、それを通して上の線にほぼ平行に引いてみたのがその下の線でございます。その結果例えば平成11年6月に2日雨量で176mmでしたが、そういった一応18番ということで書いておきましたが、そういう雨量が丁度100年確率だと言われておりましたが、ほぼその近くをこの線も通っているということで、おおよそその線が妥当な線なのかなと考えております。やはりここでも先程も申し上げましたように最大の $276\text{ m}^3/\text{s}$ というのが17番でございますけれども、13時間で降ったものを引き伸ばして200mmになっているということで、これを見ますとやはりかなり高い確率になるのかなと思います。

それから $261\text{ m}^3/\text{s}$ となっておりますけれども、これは確かに48時間降り続いていたんですけども、前のページの3の昭和34年というのがこの雨量ですが、ずっと平均的に降ってきて最後だけドーンと降っている訳です。こういうものをやはりちょっとチェックし直しますと、例えば48時間でやっていますが24時間で考えると、24時間で104mm降っていたものを1.808倍しておりますので、24時間で188mm降ったというようなことになっております。これを5のところまで2ということプロットしてありますけれども、これも1/100を超えているような確率になってくるかなと思います。

それから平成11年6月の降雨に対して流出解析をしたら $320\text{ m}^3/\text{s}$ であったと報告されておりますけれども、18番のところでは先程24時間で173mmといったようなものを248mmに引き上げておりますので、これもかなり高い確率になるかなと考えております。

ちなみに7番の $99\text{ m}^3/\text{s}$ という、一番小さい事例は3の下にありますように48時間ほぼ均等に降った雨を引き伸ばしているといったような状況の場合にはあまり大きくなっていないということがお分かりになるかなと思います。要はこういうことで少し、確かに引き伸ばし率を2倍までという条件はついてはいるんですが、2倍だけでもやはりちょっとそれでは幅があり過ぎる。その幅のあるものをどう絞り込んでいくかという時には、こういう考え方で絞り込んでいってもいいのではないかと考えております。以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。基本高水の話は実は砥川でひっかかっておりまして、大変議論を呼んだところがございますので、割に専門的な話でございますので、なかなかご理解頂けないかと思うんですが、先程もありましたように、ワーキンググループの共通見解というものが示されていないという話もございましたので、ちょっとここでその点いろいろな方の意見を伺った方がいんじゃないかと思っております。どうぞ松岡先生。

松岡委員

あの意見といいますが、23日に見せて頂いた時にはスーッと通ってしまったというか、ああいう状況で

して、ああいう対応をしなければいけないということで、これについてはうんと細かく議論するというような展開ではありませんでしたので、そのままスーッと行ってしまったんですが、ワーキンググループの中で1月10日になりますか、古いことなんです、その時はまだ何の線も入っていなかったようなので、県というか事務局といいますかそちらが出された、要するに解析に使った雨だけではなくて全部出してくれんかという話で事務局が出してくれた表というかグラフがありました。まだこれはキッチリした線ではなくて、こんな感じになるのかなというようなものが1月10日の段階ではございましたね。で、1月28日のワーキンググループの時にはそれがある程度しっかりした線が入ってきまして、関数でいうと $Y = X$ の何乗だというようなそれで出されたものが来ていました。だんだんいろいろな解析をされているんだというようなイメージが湧きましたが、その時のピーク流量を出すのに使った点、砥川だと18、まあだんだん17とかそういう話になってきますが、その位置と、今日出ているあるいは23日にもらったのと同じようなものだと思うんですが。

大熊委員

そういうのはちょっと24時間雨量だとか2日雨量だとか、1日雨量だとかそういうところをきちっと書き直してきました。

松岡委員

それで点が大部分継続時間の少ない方に移動しているのもあれば、逆に場所だけ見るとちょっと違う方へ移動しているのもいろいろあるというか、そんなにいろいろあるのか分かりませんが、いろいろあると。どういうやり方をやったかの大体のところは、今日大熊委員にお出し頂きました事例1、事例2とかいくつかの事例で、ああこのところだから11時間で採りましたとか、あるいは2日のうちの13時間に集中しているのでそこだけ伸ばせば1/200くらいになるみたいな、そういう話で、いろいろな時間の採り方をされたのできつと丸が移動したのかと思うんですが。

大熊委員

前にお渡ししたものと若干違ってきております。

松岡委員

はい、そうですね。それでまあ一般のといういますか、皆さん生データは、わたしもそうですが、生データの全部は知りませんので、院生の方がやられた、あるいは岡田さんもやっておられましたが、その中でどのようにして継続時間をこれに切ったというか、その辺の物差しといいますか、ここでこういう共通の物差しでザーッと並べてこういう切り方をしたんだというようなところがありましたら、まず一つ教えて頂きたいというところなんです。

大熊委員

はい、これは事務局から頂いた浅川と砥川の基本計画の分厚い冊子がありましたけれども、それに載っているやつで、浅川の方は引き伸ばしたところ、今ここにお示したような昭和61年9月のように引き伸ばしたところがはっきりと出ておりまして、比較的やりやすく継続時間等を求めることができました。ただ砥川の方は引き伸ばしたところ、明確に下の砥川の事例2のように引き伸ばされた絵がございませんで、出ている表やなんかをチェックしながら、24時間雨量があったり48時間雨量があったりする中で、この継続時間、雨量等を求めていきました。ですから細かい時間雨量がまた頂ければ、また若干それで見直して1

時間ずれたりするようなことはあるかも知れません。ただ基本的に頂いた資料でひとつひとつチェックして、最初先程お話があったように1月10日だとか1月の末でしたか、その時にお渡しした表はうちの学生が自分で判断してやっていたものでございます。で、その表のところには確か岡田といったようなのが出ていたと思いますが、今回は、彼女、女性ですけども、彼女と私が1個1個チェックしながら、今回はプロットしてみました。そういう意味で岡田案というのが今回の図表ではとれております。ということで、データは、どう読んだかは後でまとめてお渡しすることは可能です。

松岡委員

分かりました。ということは例えば県であれば24時間雨量で雨の降っていないところも含めて、例えば県なら県の24時間雨量の1降雨というんですか、独立したか、多少つながっているかの1降雨としてみなす降雨のパターンが多分あって、あの青い一杯のやつがあって、で大熊委員は大熊委員の見方で1降雨としてどれを見るかという見方が、今数字ではおっしゃらなかったんで、大熊委員が見て、これは1降雨と見れる、見れないということ。そういう共通の物差しというニュアンスまではまだいっていないということでしょうか。

大熊委員

はい、確かにおっしゃるところはあると思いますが、例えば今その1の下の砥川の平成5年9月の事例など見て頂きますと、前の方に降った降雨と後ろの方の降雨とかなり時間が空いていますよね、1のこの下のこれです。

松岡委員

ああ、はい、分かります。

大熊委員

かなり離れてますよね。これで何時間くらい離れていることになりませんか、10数時間離れていることになるとは思いますけれども、まあ砥川の場合、降って流下してくる時間等を考えれば2、3時間かなという感じもしますので、これくらい離れていればこっち側の降雨は1つとして考えてもいいだろうといったような判断の中で、我々の数字を出しております。

松岡委員

申し訳ありませんね。ワーキンググループで話すべきことかも知れませんが、皆さん聞いているので、もうちょっと。

宮地委員長

ええ、聞いて頂いた方がいいと思いますよ。

松岡委員

それでいま、大熊委員の話聞いてると、多分ピーク流量がどのくらいで通過するかというようなところに多分スポットを当ててみようと思われていると思うんですが、私あたりが浅川辺りで、学生と一緒に近自然化ということで毎週いろいろ行っていた時だと、20mm位の少ない雨でも降ると、ごうごうと20cmくらいの砂礫がころがっていくような時にはまっ茶色というか全くの濁流ですけども、浅川程度のところでも

1日2日は、次の薄い濁りってございますよね、澄むまでにまだ2日位はかかって、スッと土砂をかいだしに行けなかったというようなことが何回もありましたので、そういうことからすると、シッポの部分といいですか、それは1日2日は出てくるなというのは実感としてあります。そういうのがRSAとかそういうところにもきいてくるのかなと。あの流出解析全体ではですね、そういうことからすると、ピーク流量だけ着目して切って、継続時間としてやってみたということでしょうか。

大熊委員

あの流出解析に関しては全然さわっておりませんので、流出解析はそのままですから、この前期降雨やなんかも入った形で流出解析されて結果が出ております。流出解析そのものにもいろいろご議論があるんですが、そのことは一切今回は触れておりませんので、その中での議論であります。

松岡委員

はい、そうですね。分かりました。もう1つだけなんですけど、先程もおっしゃられていましたが、浅川にしる砥川にしるこの紫の線は、例えば浅川でいえば24時間最大雨量の100年確率のやつはどうなるか、それから12時間、24時間、36時間というものの年最大の12時間、24時間のやつを出して結んだものですね。このでっかい黒丸は1日雨量9時9時というものの100年確率ということですね。これはティーンでやっているから流域平均値ということになる訳ですね。

大熊委員

なるでしょうね。ええ、だから若干どうしてもずれてくるということだけれども、勿論厳密に言えば曲線違って来るだろうけれども、まあ大雑把に見てこういう傾向でいいんじゃないかというふうに。

松岡委員

それであと、この最初の曲線のここのところの差、要するにでっかい黒丸と紫の線との差、ここの差をみんな同じようにやってそこを結んだということですか。

大熊委員

そうです。その差を下げただけです。

松岡委員

じゃあ12時間の時も何十ミリぐらい、60時間の時も何十ミリみたいな、そういう差の幅は同じというふうに考えてよろしいんですか。分かりました。

大熊委員

そうです。まあその辺、ただ砥川の例で見たように、おおよそ24時間のところで100mm、100年確率だと言われている平成11年6月の雨量のところがまあまあうまく乗ってきたといったようなことで、そうはずれてはいないだろうと考えます。

松岡委員

あまり細かい話になっちゃって、皆さんあれですので、分かりました。ありがとうございました。

宮地委員長

少しディテールに渡りましたけれども、ちょっと先にお手を上げられた浜さん、どうぞ。

浜委員

この基本高水の問題は今も両先生方のお話を聞いていても、よく分からない部分があるんです。それは数学的といいますか、そういう学術的な部分ですね、なかなかこれは分かりづらい、理解し難い世界だなと思っております。今提出されました大熊委員のこの個人的な学説と申しますか、それはいいんですけども、大熊委員は280を200に下げてもいいんじゃないかというお気持ちもこの中には現れているような気がするんですが、いわゆる幹事会の位置付けをもう一回はっきりさせて頂きたいことは、こうした大熊委員さん、いわゆる学者先生方々の出してきたものに対して私達も内容的に学術的に分からない部分があるんです。

その中でやはり国、県、今まで進めてきたひとつのステップ、スタンスの中で、幹事会の意見というのはより重要な内容を秘めているものがあると思うんですが、先般もいろんな問題がありました。たまたま3月議会の中でも県の幹事長が、あるいは知事が、幹事会に対して、断定的にものを言っただけとはいけないということがあった訳ですが、それが砥川部会でも大変問題になってきた。更に土木委員会、総務警察委員会でもこうした問題が非常に問題になってきた訳です。

委員長にお願いなんです、こうした大熊委員が提出してこられたような個人的な一つの学説に対して、幹事会の意見を求めることはできませんか。そして幹事会がどこまでそういったものに答える権限があるのか、それをはっきりさせてもらいたいんですが、もし委員長の方からのお言葉が頂けなければ、幹事長からの答弁でも構わないんですが。如何でしょうか。

大熊委員

その前に私としては、高田委員からもこの私の解析についてどう評価するのか、ワーキンググループの一員としてご意見をちょっと頂きたいと思うんですけども。

宮地委員長

私はですね、今浜さんがおっしゃられたことは、幹事会の方のご意見を承ることも必要なんですが、大熊委員の個人的なご意見とおっしゃいましたが、今やっていることはワーキンググループの報告の中でやっておることだと私は理解しております。ですからその為に松岡先生にもご意見をおっしゃって頂いている訳でございますので、まずワーキンググループの中の議論をやって、それがどう他の方と関係があるか、というふうに話しをもっていくのが筋ではないかと私は思っておりますが。

松岡委員

すいません、私が申し上げたのは、大熊委員の出し方はこうですねという確認であって、私の意見も幹事会の意見も言っておりません。ここは発表されたものに対して、どうして出たか分からないことはどうして出たか確かめておいて、それならばこういうところはどうなるだろうと次は考えて、意見とかディスカッションになるのかなと思いましたので、どういうふうに出したのですか、ということをはっきり確認したと、それだけなんです。ですからこれワーキンググループの意見として出たとか出ないとかという話のまだ段階ではないと、大熊委員はこういう考え方をもっているということだと理解して頂ければありがたい。

宮地委員長

私はそこまで行った方がいいと思っている訳です。ここですぐ今行くかどうか分かりませんが、ワ

ーキンググループの話ってというのはこれから先他の川にも関係ある訳です。だからそれはやって頂きたいと思っております。ですから今の話、大熊先生はこれはワーキンググループのひとつの考え方ですとおっしゃられて、共通の意見の部分もございますよね、ですからそれをやった段階で、さてワーキンググループの言うことと、幹事会の方の考えることと、やっぱりそれは付き合わせる段階ができるだろうと思っておりますが、はい、どうぞ。

高田委員

浜委員の言われたことは素朴な観点だと思います。こういう問題で一応河川砂防技術基準というマニュアルがあって、それは普通に河川をさわる時の憲法みたいなものですが、そのマニュアルというのは全部の場合を網羅できません。それは当たり前の話で、我々大学における人間というのはそのマニュアルに、最後には考慮しないとイケないのですが、一応とらわれない形で出発するのが当たり前の話なんです。

それで、幹事会として、県とか国とかの方の意見をお聞きするんですが、県とのやりとりの中で、ここはおかしい、例えば非常に素朴な部分で、こういう小さな砥川みたいな流域でなぜ2日雨量が要るんだと、普通は1日雨量なんですが、そういうところからいろんな問題をディスカッションとかやりとりしてきた訳ですね。時間的にそれは非常に短いので不十分ですが、議会で問題になりました、例えば砥川代替案の5分勾配の護岸、これは特殊堤か。1割だったら土堤で5分だったら特殊堤、そしたら7分だったらどうなるのかというそういう問題になるんですね。それでマニュアルではやはりその両極端を押さえる訳ですが、必ず真ん中辺で分別不能の部分が出てくる。それを我々は両方の極端な場合の技術基準をもう一度洗いなおして、共通のものから安全ということを主体にして組み立てるんです。それが補助金とかそういう事務的な問題に対して、どちらのグループに属するかというのは、後で相談して頂いたらいいという観点です。

で今も大熊委員から何回も言われましたように、答えは1つじゃなくて、いろんな判断が入る。これは砥川部会でも言いましたが、例えば何年確率というところとかカバー率をなんぼにしたらいいか、そういう問題はマニュアルのフローに載っている訳ですが、その間に技術屋の判断が一杯入ります。基底流量、各流出計算の係数とかそういうところを1個ずつ洗っていかないとイケないので、その時間がなかったということと、もう1つは例えば砥川の場合は、ワーキングとして、計画高水は部会で決めるべきだということ、その途中の段階で国土交通省の方の流出解析、基本高水に対する考え方の説明がありましたが、結局よく分かりませんでした。そういうことで、非常にもたついたという感じがあります。

それに対して今日のこの資料2の冒頭にあるように、河川砂防技術基準を忠実に読みましょう。カバー率50%以上でいいんですよ。ですから80%、70%、それは部会で採りたい、そういう形だったはずで、2月に入って砥川部会は代替案、要するにB案というものの検討に殆ど時間を使いました。それで結局部会内部で基本高水を決めることはできませんでした。もともと多分無理だったとは思いますが。

ですから今松岡さんと大熊さんがやり取りされたようなこういう話は砥川部会では、技術屋は私だけでしたし、まあ無理だったと思っています。以上です。

大熊委員

補足してよろしいですか。

宮地委員長

はい、どうぞ補足して下さい。

大熊委員

なぜ私がこういうものを考えたかということは、ワーキンググループの中でいろいろ議論している中で、松岡委員から100%取るのは基準が簡単でいいですよと、ただ60%~80%取ろうという時にどういう基準で落としたのか、そこを選んだのかという客観的なデータがないと困ると言われました。そういう中でこういう図表を作ってみて、ここはこういう点だったから棄却しましたよということで、明確にこれでお示しすることができるということになるんじゃないかと、そういう50%以上で60%~80%の間のものを取るときの、客観的に判断した材料の1つとして、私はこれを提案しているのであって、そういうものの材料としてお使い頂きたい。私はこれは、細かい数字でちょっと動いたりするだろうと思いますけれども、論理性があるかないかということでご判断頂ければと思っております。

宮地委員長

はい、分かりました。どうぞ。

石坂委員

今のことにも関わりまして、ワーキンググループの統一した見解、それから統一してないけれども個人の検討委員の方のご意見。これを私達が部会の議論や検討委員会の議論の中でどのように受け止めて判断していくかという問題について、少し考え方を整理した方がいいんじゃないかと思っております。この間の議論を通じて私自身が感じていることなんです、例えば地質の関係では、検討委員会の中には松島先生しかおられません。この前も宮澤部会長から、個人の意見かワーキンググループの意見かというようなお話がありましたけれども、私はその議論はおかしいんじゃないかと思っております。

例えば浅川ダムの、先程藤原委員からもお話がありましたが、ダムサイトの地質を中心にする安全性の問題については、この間の松島委員の追加調査で活断層の存在が確認されました。これは地すべり等技術検討委員会に参加しておられた地質の先生も全員が確認されたことです。しかし活動度については、ダム建設に支障があるかもしれないというご意見の方と、ほとんど影響がないという方で、ご意見が分かれております。

私達は専門家ではありませんので、これをどう受け止めるかということになるんですが、やはりそれは総合的に判断をして、そういう危険性のある所だけでも敢えて造るのか、で、地附山の時には天災か人災かということが問題になりましたけれども、これだけ危険性が指摘されている中で技術的に可能であるということ優先して造った場合には、何か起こった場合には人災になります。そういうことも含めて総合的に判断する。どちらを採るべきか、という時に専門家の中で意見の分かれている問題を、どう判断して採用するかということになりますので、一番ポイントになるのは、全員の方が活断層であることを確認されたということは無視できない、ということで判断材料にしなければならないということになると思っております。

基本高水の問題に移りますが、基本高水の問題で、公聴会、浅川は1回しかできませんでしたが、私は公聴会での議論を聞いておまして、450m<sup>3</sup>/sが一人歩きしているなあと、こういう感じを非常に受けました。繰り返しお話がワーキンググループからもありますが、私も部会の中で繰り返しこの点は確認をさせて頂きましたけれども、ワーキンググループの中でも基本高水の問題についてどれを採用し、どう考えていくかということはお議論が分かれております。しかし共通しているのは、例えば浅川の450m<sup>3</sup>/s、この数値が出る背景には非常にデータの的にも、それから結果として出た450m<sup>3</sup>/sも、幅のあるものであると、つまり絶対値、確定値ではないという点は共通したご意見かと思っております。

そういう中で現実に100年に1度といわれる雨が降った時に、浅川流域で溢れないで欲しいと、安全を守って欲しいと、これがダムに賛成の方も反対の方も全ての共通した思いですから、実際にどれだけの量の水が出るのかと、今の川が飲めるのか飲めないのかと、一番良い対策案は何なのかという話になってくる訳



でして、その時に公聴会の時にこういうお話がありました。ダムによらない河川改修を主にした案の考えが、砥川と共通している部分が多少あるんですが、既往最大の洪水を基本高水に基本的には採用していくという考え方でいいじゃないかということになってきまして、しかしこれは大熊先生も年度末で部会にあまりご参加できない中での住民側の提案ですので、当然専門家でありませぬので、具体的な数値、決定的な数値が出る段階になっていませんし、専門家であっても浅川の場合は雨量の観測は城山観測所のみ、水位の観測はダムサイトより約1 km上の北郷の水位観測所のみ、それから治水基準点での流量観測はやってない、これからやる、こういう限られた残念ながら不十分な数値を使って流出解析をすれば、当然幅のあるものになる訳です。10洪水を採っても最低で22.6 m<sup>3</sup>/s、最高は44.0 m<sup>3</sup>/sということで、倍の開きが、20.0 m<sup>3</sup>/sも開きがあるという中で、どう判断していくかということになる訳です。浅川で過去に4年に1回位水害や避難警告やそれに等しい危険な状態が起こってるんですが、どういう時に水害になっているのかと見ますと、天井川が解消されていなかった、河川改修が遅れていた時の千曲川の合流点での内水災害が非常に大きい、解決できない。このことがむしろ主要な理由でありまして、この10洪水採りましても、100年確率に近い雨が降った、つまり雨の量が非常に多かった時に危険な事態になっているかということ、必ずしもそうではなくて、雨の量そのものはそんなに多くはないけれども、長期ダラダラ型で降った時に比較的大きな被害や洪水の事態になっています。

そうしますと専門家の方は当然ご存知のことですが、どういう時の降雨パターンを採るかによって、浅川では約2倍の開き、数値が22.6 m<sup>3</sup>/sから44.0 m<sup>3</sup>/sまで非常に開く。しかもその根拠になっている流出解析の雨量、水位等の数値も限られている。こういう中で非常に幅がある訳ですから、45.0 m<sup>3</sup>/sが絶対的なもの、確定値ではないというところから出発しなければならない訳で、河川砂防技術基準案でも総合的に判断をすることが一番重要と言っていることは、そう読むべきだと私は考えています。そういう点で住民側から提案されている既往最大の、つまり過去に洪水が起こったその降雨のパターンを基準に考えるべきだ。そうした場合45.0 m<sup>3</sup>/s出ないんじゃないか。これは一つの妥当性がある考え方と言えらると思います。そういうふうに考えて非常に幅があるんだという時に、今の限られたデータの中で、そうは言いましても雨量をいくつかの点できちんと測る、水位も、松岡先生も歩かれたけれどもあまり適当な場所が見つからなかったというお話しですが、例えば相応しい水位の観測所を、困難であるかもしれませんが幾つか設置する。それから基準点での流量観測をこれからきちんとしていく。そういう必要なデータを収集して計算しようとする、それはもう10年20年とかかるそうですから、そういう非現実的なことの中で住民を不安にさらしておく訳にはいかないという中で、じゃあ何が選択できるのかという一つのより現実に近い基本高水を算定していく方法の1つとして、私は今大熊先生が発表されました時間雨量による計画流量で真実に迫っていくと、そういう考え方があるんだなということで、23日の大熊先生の報告についてはお聞き致しました。

非常に幅がある計画高水の決定を、砥川と浅川は違いますし、流域の条件や歴史も違いますので、それは一律の判断はするべきではありませんが、浅川の場合で言いますと、調べれば調べるほどダムサイトの地質の安全性は不安がつるばかりです。多目的ダムでそこから取水をするという利水の問題につきましても、すぐ直上にあります、委員長がインカのピラミッドと表現しました、あの例の産廃処分場から流れ出す水の今後について誰が保障できるだろうかと考えてみますと、長野市全体の必要水量からみても僅か何%にしかならない5,400 m<sup>3</sup>/sの取水の為に取らなければならないかな、という意見が出るのは当然のことであつたりして、そういういろんな条件を組み合わせで考えていかなければならない時の基本高水をどう考えるかという問題に突き当たっていく訳ですので、私は非常に幅があるっていうところで、しかし非常に幅があるっていうところがワーキンググループの中では一致されていて、それを今までの計算式で出た45.0 m<sup>3</sup>/sから見てカバー率をどうするかということでは、いろんな考え方があるっていいんじゃないかということで、100%を採るべきという方と、そうでなくてもいいという考え方と、いろんな方がおられる訳です。公聴会

の時に河川改修を主要にするダムなしの案の結果として450m<sup>3</sup>/sを基準にした場合、カバー率70%という計算になるんですが、3割溢れる案は困ると、こういう意見が平気で出る訳ですね。3割溢れて良いということで河川改修主要の考え方が出ている訳ではなくて、基本高水を非常に幅があるという前提のもとに、より現実に近付けるかたちで確度の高い、確率の高いもので考えていくべきじゃないかということで考えたものを、3割溢れていい案と言われれば、考えた人たちはそんな3割溢れていいなんて考えたんじゃないんだという話にもなって、非常に話が混乱してしまう訳ですので、ワーキンググループの共通見解、それぞれの委員の方の分かれている見解、これを実際の流域の歴史や現実に合わせて、どの部分を採用し、どの部分をポイントとして考えていくかという、そういうふうには捕らえて、総合的に判断していくことを考えていかないとまずいんじゃないかと思います。私は今までの全国的に採用されているこの計算式そのものが間違えということではなくて、確立されているものですので、専門家の方の長きにわたる検討でこれはこれで全国の基準になってきたものとしては当然のことですが、今日も資料に出された大月ダムですが、宮城県のダムの場合はその同じ基準のもとで、国も認め、現実に近い基本高水の採用で引き下げが可能になったという事例も出ている訳ですから、そういう今の全国の幾つかの動きも参考にしながら、長野県での今後の治水対策案を考える、そういう上での基本高水の考え方を今の情勢の発展の中で捕らえていくということも大事な面ではないかと、ちょっと話しがあちこちいきましたけれども、私はそんなふうには考えております。

#### 宮地委員長

はい、実際この基本高水の問題というのは他と違ましてかなり専門的な話が入るものですから、今まで率直に言って、こういう所で議論をしないで、ワーキンググループにやって下さいと、もっばらお願いをしておったような状況が私はあったように思います。

問題は既に砥川とか浅川でいろんな議論が出てきた。そちらの方はもう時間的にかなり切迫しておりますので、むしろ私はそういう話をここの委員会の中でやることある程度必要だろうと、これから先のことも考えますとそう思います。率直に申しまして、今の熊先生の方の考え方も一つの考え方だというご意見もよく分かりますし、そうしたら松岡先生もそれに対して今度はご自分のご意見をどこかで言って頂きたい。それを今度皆さんが聞いて、最後に知事に対してレポートを書くのはこの検討委員会でございますので、そこでは検討委員会の中で問題をちゃんと議論して、ここはこういう考え方もあり得る、これもあり得る、まあそういうこともあればお互いに考えながらやっていく、そういうようになるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

#### 宮澤委員

私承ってますが、まだよく分からないんです。基本高水のワーキンググループはですね、私どもは統一見解を出して頂けるというふうには思っておりました。

今日熊さんのご意見、私も分からないではないし、読んでいて熊先生の方の考え方も分かります。分からないという訳じゃないんですが、ここへ出される前に当然3人で、ワーキンググループとしての一つの、先程も松岡さんから熊さんに対して確認があったんですが、熊さんのところのスタッフの名前まで出てきて、こんな話をやり取りしているのは、この検討委員会であっていいのだろうかと思いながら私はざっくばらんに聞いておったんです。

私ども部会を進行していく中でも、石坂さんもそうだと思いますが、基本高水は大きな要素です。ですから1つの統一した見解を欲しかった訳でありまして、今のお話を聞いてみると、どうしてこの検討委員会をやる前にそういうような機会をお持ちになられて、例えば私よく分かりませんが、昨日だって時間がありになられたならば、なんでこれをおやりにならないんだろうか、それで個人の意見、例えば利水のワーキン

グでも森林のワーキングでもそれぞれ個々のご意見はあったんだと思うんですよ。財政だってありますから。それを1つのまとめた意見として検討委員会に申し、なおかつ、まとめた意見を各部会の方に提供する。しかも検討委員会で1回通っていないものについては、文書の配布は控えて口頭だけの説明でもってやってきているというのがほとんどのワーキンググループなのに、なんで基本高水ワーキングだけこの検討委員会にご自分の意見、しかも座長さんが自ら他の人たちの了承していないような意見をご発表になられるのか。私はこの内容を否定している訳ではないんですよ。そのやり方というかプロセスがちょっとおかしいのではないかなと。

それからもしそのようなことで、私良かったなと思うのは、24日に突然お来しになられて、これを発表したい。私どもの部会の方では、高田委員さんがワーキングの代表として来ていらっしゃる訳ですよ。そういうようなチームワークを全く無視して個人の意見を主張されようとする。ここらへんの姿勢は著しく検討委員会のあり方と部会のあり方の民主的なやり方を非常に、あのご自分のご主張ばかりを主張されようとする姿なのかなと思わざるを得ない。私は決して大熊さんの考え方を否定している訳ではありませんと、最初に申し上げますが、そのやり方はやっぱり基本高水ワーキングで皆さんの3人の中で十二分にご論議をされて、その中で質疑がされるようなことをここでやり取りしているようでは、いくら検討委員会が時間があっても問題にならないんじゃないかと思います。

大熊さん自身が高田さんの方から、部会の委員の人達から出ている、ないしは国土交通省まで来て説明していることについても、部会として検討していることもご存知だと思うんですよ。そのご存知のことについても私はワーキングからのご見解も頂きたかった。そういうようなことを全然触れないで、自らのご意見だけをご列挙されるということは、私どもこれから砥川部会のご報告もございますので、私は18人のそれぞれの主張をいかに検討委員会の委員の人たちがしっかりと受け止めて頂くかということにしか、部会長としてはそのことにだけ今日の報告は集中するつもりでございますけれど、その問題のところにおいて、やっぱり基本高水は部会で判断した、1つに絞れることはないんだということが、今のやりとりを聞いていて、これは正しかったなあと、18人の部会の皆さんの合意というのはやっぱり事実だったんだなあと、私どもは逆にそういう気持ちを今強くしたところであります。

基本高水ワーキングの統一見解。これについて私は今の大熊さんの考え方は大熊さんの考え方で分かりました。統一見解はどうなのか。それからここには切りのいい数字で280ということでございますが、部会では基本高水ワーキングの座長がこの場で説明されたような合理式と貯留関数法と、それから比流量によってその数量を決定して欲しい、決定するんだという説明に基づいて部会ではそのようにやって参りました。国土交通省にもそのやり方でもって280はよろしいのかと聞いたら、これは合理式では450でございますが、このところについて280は大分低い数字ですが、これはまあ妥当な数字だと思います。というご返答を頂きました。これを基本高水ワーキングではどういうふうにご検討されたのか、この点についてだけ、私はお聞きします。検討されたのかどうか。

宮地委員長

ご返答頂けますか。

大熊委員

我々はまずワーキンググループの性格として私が考えているのは、基本高水を最終的に決定するのは、財政だとか環境だとか安全性だとか、総合的に判断して、検討委員会なり部会なりで最終的に決定するものだと考えております。我々が280だとか450だという数字を決定するものではないと考えております。そういうものを判断する為の材料、例えば今までですと100%を採らないと認可が下りないんだという議論

がありましたよね。そこで100%採らなくても認可が下りている事例がありますよ、そういうことも客観的材料としてお出ししてきている訳です。

我々は基本高水ワーキンググループは、基本高水をどう採っていったらいいのかという一つの材料をできるだけ科学的に提示したいということで作業をして参りました。基本的に何  $m^3/s$  という数字を最初から提示するつもりはありませんでした。ご覧のようにそういう具体的な数字になりますと、それぞれの人によって見解が変わって参ります。これは何も基本高水だけではなくて、浅川のダムサイトの地質の問題についても、専門家によって見方が違う訳です。統一しろと言われてもそういうものは統一できない訳です。ですから統一できる範囲内でお答えをし、問題を考えるのにできるだけ客観的に考えられるような材料を差し上げたいということで、事務局にお願いして、今日私が作ったような表を早くから作ろうとしてきた訳です。ただ先程も申し上げていますように、これを正式に頂いたのが21日であったということでやって参りました。

今も昨日集まってやればいいのかと言われるかもしれませんが、昨日私は新潟の信濃川の支川の清津川の清津川ダム専門委員会がありまして、これは北陸整備局がやっておりますが、その委員会に出ておりました。それから16日に来るべきだったということでご批判頂きましたが、3月16日は私は入学試験で面接をやっておりました。というようなことで、私は可能な限り長野のダム問題について時間を割いてきておるんですが、できないところはできない、私も本務があります。ですからやれることはやってきたつもりですが、そういう時間的な問題まで含めてご批判頂くと、大変私としては返事のしようがないということがございます。

#### 宮澤委員

大熊さん分かりますよ。私は大熊さんが一生懸命やって頂いているのはよく分かりますが、私が今お聞きしているのは、会議の中でこの経過の中で280、国土交通省がきて合理式からなにになにから見てこういうようなところを基本高水ワーキングでご検討したことがあるんですね。

#### 大熊委員

はい、議論しました。議論した結果、我々が河川砂防技術基準案にあるように50%以上で、60~80%採ることもありうるというお答えを統一見解としてお出ししている訳です。それは前にもお出ししました。

#### 宮地委員長

大分長くなって参りましたが、はい、どうしてもご発言なさる、はいどうぞ。

#### 竹内委員

今の話とも関連するんですが、ワーキンググループのあり方も含めて今日出されました大熊先生の一つの思案ということになるかと思うんですが、その経緯の中で、こういうものが今までの論議を通じてそれなりに捕らえて出されてきたと。ただその検討委員会の関わりの中で、例えばそのことがどう確認されて検証されてワーキンググループとの関わりの中で出てきたのかということ。私はその辺、これからのルール上からもある程度しっかりしておかなければいけないんじゃないかと思うんです。

浅川部会でもこの説明を聞きまして、私申し上げたんですが、一つの学術的な科学性をもたせたという意味で60~80%というのに客観的な基準として近いものを出してきたいという気持ちは分かるんですが、ただそれを浅川部会の説明の時には、全国でいけば初めてのケースであると言われてましてこれは言ってみれば、他ではやっていないと、初めて長野県の検討委員会が出てくる学術的な見解な訳です。それは私は申し上げたのは、それは例えば学会なりで検証して頂いた上で提示して頂くのがいいんじゃないですかと、実験

的な意味になってしまうのではないのでしょうかと申し上げて、そうしたら学会の方でも当然それをご報告申し上げたいと、こういうお話だった訳です。そうしたら藤原委員さんが例えば学会の問題はまた違うよとお叱り頂いたんですが、基本的に例えば安全という問題について、いわゆる基本高水を定めるという問題について、なんとか下げたいとかそういうお気持ちは分かります。

ただ基本的に何を言いたいかというと、安全上の問題として私どもとしては、議会は行政ではないですが、例えば河川を管理、守っていく立場と、いわゆる国土交通省の関係と、いろんなことを総合的に私どもとして考えなければいけないと申し上げたかった訳です。その時に学術的な検証はいいんですけど、先程事務局に依頼してコンサルタントに発注したという話しがございました。これは例えばルールのにお金を使う、いわゆる県の税金を使う、その時に例えばワーキンググループが一体となってそのことを決めてやられたのか、あるいは検討委員会にそのことを報告されて、皆が検証していいでしょうということになってやられたのかどうか。若しくは個々の判断で大熊先生がこれはコンサルタントに頼んでやってくれと検証を頼んだのかとかです。聞くと200万位かかっているということもお聞きしているんですが、その辺のところはやっぱりきちっと、今後のこともありますので整理を頂きたいと思います。

同時に、例えば先程地質の問題がありました。地質の問題でも私なり個人が、例えば浅川の流域についていろんな学者によって見解が違っていると、従ってコンサルタントに頼んで個人的にお願いしたいけどどうだと、こういう話が例えば県の方について、分かりましたという話になればそれはそれで進んでいってしまうということもある訳ですよ。その辺のルールというものはきちっと位置付けをして、今後の中でやはりやって頂きたいと、その辺事実経過がどうなっているのか、私先程のワーキングの中で話が違うものですから、その辺をご説明頂きたいと思います。

宮地委員長

どうぞ、高田さん。

高田委員

この種のものが学術的かどうかちょっと疑問があります。これは学会に発表したりとかそういうものは結果的なケーススタディの報告ぐらいで、むしろこれは技術屋のごく日常生活の中での選択肢です。

結局この何年確率という問題、例えば80年と100年では余り変わらないです。むしろカバー率をなんぼにするかの方がはるかに大きい。そういう問題でどれを採るかというのは、普段保険を掛けるのをいくら払うかというその話になるんですね。だから100年に1回か2回に対してどれだけのお金を、日常生活が困らない範囲でいくら払えるかというそういうかたちで締めくくらないといかん要素が非常に大きいと思います。

データ整理の外注してというのは、もちろん私も聞いてますし、これは大熊さんの話だけじゃなくて、私はこの作成過程からずっと見ています。これは非常に大事な論点だし、こういうものを作成できる能力のある方はどんどん作って頂きたい。だからこれはいきなり今日ポンと出てきた話ではありません、私にとっては。

大熊委員

これはワーキンググループで議論して、その中で事務局にお願いして、こういう計算をやってくれということをお願いして、事務局の方で予算を取ってやって頂いたものでございます。その予算を取ることに付いてここで報告したかということですが、報告は致しませんでした。

それは私は経過の中で利水ワーキンググループがやはりコンサルに発注して、これは1千万とか大きなお

金だったと聞いておりますが、発注されてその結果を検討委員会で発表されたのを見ておりました。こういうやり方でもいいんだなということで、事務局にお願いすればそれで事務局のOKがあればいいんだなということで、特にその経過をここで報告は致しませんでした。そういうことです。

竹内委員

例えば浅川部会で地質の調査をやりましょうという時も、お出かけ頂いて掘って頂いたのも部会で確認して進めているんですね。手続き的なことを申し上げているだけじゃないんですが、例えば森林あるいは利水の関係も、当初に予算の説明があった時に、資料としてこういうことをやっていきましょうということで、この検討委員会にも諮られて報告されているんですね。ただその中には基本高水に関してはなかった訳ですよ。そういう意味で申し上げているんです。一応今後のこともありますので、しっかりしておいた方が誤解が生まれにくいんじゃないかと申し上げております。

宮地委員長

はい、検討委員会の了解を得なきゃいかんとかそういう機械的なことではなくて、少なくともワーキンググループでお願いをするとか、部会でそういうことをやって欲しいということがあったりする。それがやっぱり一番いいことじゃないんでしょうか。

実際に地質の話が非常にいい例だと私は思うんです。松島先生が掘ってみたいと言われた時に、それを部会の方でやって頂きたいとお願いをしたと思うんです。そういう意味で率直に申しますと、宮澤部会長は基本高水ワーキンググループの方からご返答がないと一生懸命言っておられました。ですからそれをワーキンググループに強力にそれをやってくれよと、それを何遍も言って頂きたかったと私は思っております。そうすると今度はその話で今の熊先生の話なんかができてくると思います。

それから途中で言いかけたことなんです、これは一つは今までのワーキンググループの部会の運営の反省にもなっているんだろうと思っております。ですから、今ここでこの話をとことんまで詰めるというふうには私は思っておりませんが、午後の部会の報告を頂いた時にそれに関連してまた恐らく出てくる面もあるんじゃないかと思っております。そういう意味で今の段階ではここでこの話は切らせて頂きたいと思うんですが、いかがでございましょうか。はい。

浜委員

私の先程の質問に答えて頂いてないので、県の見解というものをどういう位置付けで取り上げて頂けるのかということです。

宮地委員長

はい、私はこの委員会の見解というものは、この検討委員会の中で議論をすればいいと思っております。そういう意味で県議会がどういうお考えであるか、そういうことをここへ持ってくるつもりはございません。

ですから、そういう意味では浜先生が土木部長の話をおそこでご発言になったのは、私は大変遺憾だと思っております。つまり浜先生は、まず部会の中であの質問をして頂きたかったと思っております。ですからそういう問題がございましたら、私に、検討委員会の中でいろいろおっしゃって頂いて、それをもとに私はこれから議論を続けて参りたいと思っております。

浜委員

私の申し上げていることはそういうことではなくて、これからいろんな基本高水の問題ですとか地質の問

題が出てきますね。その時に幹事会としてどういうスタンスで、幹事会は答えればいいのか、今までの経過の中で、砥川部会をやっていた時にそういった経過があるんです。幹事会は断定的なことは言えないということが前提になっているんです。

宮地委員長

それは県会でおっしゃったことだと思います。

浜委員

いや県会ではないんです。2月9日の砥川部会にも出たんですよ。県議会ではないんですよ。2月9日の砥川部会で出てるんです、そういう話が。

宮地委員長

はい、お願いします。

青山幹事長

幹事会の位置付けということですが、私どもは条例の主旨に従って幹事会の役割を果たしてきたということでございまして、一言で言えば委員を補佐するという立場だと思います。従って委員さんの方からこういう資料を作ってくれとか、あるいはこれについて調べてくれとか、これについて調査してくれという依頼があって、その依頼に基づいて委員さんと協議して一つの資料を作っていくというのが一番大きな役割でございまして、じゃあ委員さんから出た見解について幹事の方でこの見解はどうだという立場ではないと私は思います。

従いまして、そういうことで私ども幹事は運営をしていきたいと思っています。それをもう一度確認して頂きたいと思うんですよ。そうでないとしょっちゅうこういう問題が起こって、幹事の役割がどうのこうのという話になりますので、私は今申し上げましたとおり、幹事はそういう役割に徹しなくては行けないと、しかも県の方から案を出して審議を頂いているんだったら、それはいくらでも県の見解として申し述べるんですが、これは白紙諮問をしております、委員の皆さん達の議論の中で治水対策を作りたいというのが知事の諮問な訳ですよ。そういう時に私ども県の立場で委員さんから出た見解についてこれはおかしいかという立場ではないと思います。以上です。

宮地委員長

ちょっと私が申し上げたいことは、さっき私がこの委員会の中の議論を主としていきたいというのは、実はそれに近いと思っております。砥川の部会の時にも青山幹事長は幹事会の役割について、委員の方から質問があったらそれに答える、それを助けるんだと今と同じご答弁をなさったと思います。ですからその時に、もっと積極的にこの点はどうかという十分な質問を委員会の方から投げ掛けるべきだと私は思います。その時に幹事会の方も妙な制約がない段階で、ご自分が正しいと思っていることは言って頂いて結構だと、それを我々が判断すればいいことだと私は思っています。

宮澤委員

委員長、基本的に幹事はそれでいいと思いますが、河川管理者、道路管理者、この場合につきましては見解をはっきりして頂かないと、そこで曖昧な答弁をされたのでは、いい悪いの区別がつかえません。ですから幹事会は技術的な問題だとかそういう問題については、私はそれでいいと思いますけれど、河川管理者とし

での意見、道路管理者としての意見、これは全部知事になっておりますけれど、知事がそれを全部やる訳にいきませんから、河川課長なり土木部長なりがそれぞれのところをしっかりとした答弁をしないとイケない。現に砥川部会ではそういう答弁がなされなかったから、大きな時間の経過と誤解を生じたというふうに思うんです。ですからそのところは、質問の内容によって、きちっと答えることは答えて頂かないと困ると私は思うんですが。

#### 宮地委員長

そうですね。分かりました。おっしゃる通りだと思います。つまり質問を明確に、ここはこういう立場で答えてくれとか、この問題はどうかとはっきり言うべきですね。それがやっぱり、部会もそうございましたけれども、検討委員会自身の議論を高めていく要素だと私も思います。ですからそのことは一つの教訓と致しまして、前のことは言わずに、今の議論をよく幹事会にも理解をして頂きまして、私どもも的確な質問をする。そういうふうに努めて参りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

#### 竹内委員

今の点は実は議会の中でも、宮地委員長さんにも来て頂いたんですが、その後も知事との論議を通じて、後で出てくる期日の問題も含めて検証した結果、いずれにしても河川の管理者あるいはそれぞれの部門の管理者の責任として、条例上は当初補佐するというの中身というのは、みんな関連にお互いの責任を全うし合う、従って説明責任はやはり果たすべきであると、そのことをやらなければダメなものが後になって出てきても困るということで、当初からやはりきちっと話しましょうということで土木住宅委員会で委員長報告としてそういうことも本会議で申し上げたという経緯がございます。

ですから率直にやっていくっていうことは、補佐する幹事であっても、あるいは私どもとしてもそういうことを大いに論議し合っ、お互いにスピーディーにやっていくことではないかということで、今の集約でいいと思うんです。

#### 宮地委員長

はい、幹事会から適切なご返事が頂けなかったというのは、一つにはこちらの委員の責任であるかも分からないと、私は思っております。もうそろそろ切りたいんですが、浜さん、一つ簡単をお願いします。

#### 浜委員

委員長から私の一般質問に対して遺憾であるというお話がありました。それを部会で論議して頂ければいいというお話がございました。部会の中でやればいいと。これは2月9日と3月2日の議事録を委員長よく読んで頂きたい。この砥川のB案に対して相当なところまで法的あるいは財源的な問題に対して踏み込んで論議をされているんです。そしてそれにも拘わらず、そこで幹事会あるいは河川管理者としての回答が切られてしまっている現実があるんです。このことだけはご理解を頂きたい。それでやむなく私はそれを本会議の場に持ち込まざるを得なかったということ、委員長是非その辺のところはご理解を頂きたいと私は思います。

#### 宮地委員長

外にありますと、そういう点がよく分からないものですから、砥川の部会は私殆ど聞いておりましたので、そういうことはあったと思います。けれどもそこにそれほど突き詰めた議論はなかった。むしろあれが宮澤委員も県会でお取り上げになった。そうすると今度はそれを砥川部会にもってきてかなり議論があるだろう



と実は思っておりましたが、それもまあ時間的な意味でなかなか充分できなかったという感じでございます。

ですからちょっとそういうことを申し上げたんですが、今のことは要するに、委員会あるいは部会の中の議論はとにかくそこで、できるだけその中で納めてクローズした議論にして頂かないと、これから委員会としての見解を出していく時にいろんな問題が起きかねない、そういうふうに申し上げた訳でございます。

ですからこれからひとつ自分自身を含めまして考えて参りたいと思います。県会ばかりではございません、マスコミの問題も多分あると思います。一人で言ったことがマスコミにいろいろ伝わりますといろんなことがございますけれども、私も含めまして教訓がいろいろあったなと思っておりますが、いかがでございましょうか。12時に近くなりますが、まだ予定していることがあまりいっておりません。はい。

#### 松島(貞)委員

委員長、基本高水について一言だけ。私全く白紙というか知恵がなくで知識もなくで、ずっとダムの建設の話、基本高水の話聞いておりました、最終的にワーキンググループの報告を聞いたり、皆さんのご議論を聞いておりましたよく分かりました。要するに1つの答えではなくて、総合的に判断すべきということがよく分かったので、非常にいい基本高水の論議だったと思って聞いております。今後のダム、治水対策を考えていく上で非常に判断できるいい議論だったと思っております。

#### 宮地委員長

はい、ありがとうございました。それではちょっと急ぎますが、実今日はこの会場は5時以降に絶対に延ばしてはいかんだという話がございます。結婚式かなにかあるのだそうです。それで議論を短くしろという意味じゃございませんが、なるべく午前中に稼いでおこうと、そういう意味でございまして、まず森林ワーキンググループのご報告を頂きたいと思っております。よろしくお願い致します。

#### 植木委員

はい、それでは森林ワーキングの方からご報告致します。森林ワーキングとしては、確か1月だったと思うんですが、2種類の報告書を出しました。1つはもう皆様お手元にあると思っておりますが森林の保水力調査という問題と、それからもう1つは流域森林の変遷調査という2つの報告を1月にしている訳ですが、実はこれがまだあの時点では充分ではなかったということで、今回その追加的な報告ということになります。

何故そういうことになりましたかと言いますと、実は森林の発達段階とひとつの森林の持っている機能の面で土砂流出機能があるんですが、この辺についてコンサルに出した場合の回答についてワーキングの中で議論が出ました。なかなか出てきた内容が我々にとっては満足のものではなかったと。それでいろいろワーキングで話し合いながら突き返しながら何度かやったという経過の中でここまで遅れてしまったということであります。

これまで森林のこういった機能の面では保水力の問題としてひとつ出してあります。それから森林の変遷の中で、どれくらい森林が発達して状況が良くなってきているかを前回お示しし、それから崩壊の部分が、例えば浅川は非常に安定しているんですが、砥川の方では森林の発達によって状況が良くなってきているという報告もしております。

今回はそれを除いて重複部分は報告しません。1つだけです。土砂流出量の減少という、緩和というところで見て頂きたいと思っております。ページで言いますと15ページになります。恐れ入りますが15ページをお開き願いたいと思っております。その前までの資料は前回と同様のものです。一応森林の発達段階の過程を押さえておく必要があるだろうと思って敢えて付けておきました。

15ページ4 3「土砂流出緩和機能量の試算」ということです。これはなかなか試算するのは難しい部

分がありまして、森林が生育することによって土砂の流出を押さえるんだというのが一般的に我々は理解している訳ですが、それでは具体的にそれぞれの流域においてどうなのかという点で、いろんな算出方法があります。

それでここでは1つの方法として、「植皮係数」というもの、ということですから、いろんな係数が実はあるんですが、ここでは森林の状態あるいは土地利用の状態から見て、どれくらい土砂が出るかというところに焦点を当てて検討したものです。

例えば何も無い状態、一応ここでは裸地というんですが、裸地の侵食土砂量を1つの基本として森林があった場合、あるいは仮想植生があった場合、そういったものが土砂をどれくらい止めるかという、その場合に植皮係数といまして、それを掛けることによって、年間土砂量が大体こういう森林ではこれくらい出るんだというような話になる訳です。例えば崩壊値は1としてこの表の4-2ですね、年間土砂流出量は87m<sup>3</sup>/haほど出ます。というのが実はこれは丸山先生が森林水文学で出しているものですが、これに最近出ました砂防学会誌、信州大学教授北原先生の「植生の表面侵食防止機能」というものを当てはめまして、それでこういったそれぞれの例えば森林、伐採跡地、草地、農用地等々の植皮係数から年間土砂流出量を算出したということになります。1つの例をいいますと、森林の人工林、天然林に分けられます。人工林でもカラマツ、スギ、ヒノキ等々に分けられます。それぞれは林分成立段階とそれから若齢・成熟等々の林分とではまた植皮係数が違ってまして、土砂流出量も違くと、できるだけ細かいあたりで、できるだけ科学的にといいますが、今現在の到達している成果をもとに出してみたということになります。

次のページご覧下さい。16ページは浅川流域の土砂流出緩和機能がここおよそ30年間でどれくらい変わったかというものを示しました。1つは1968年人工林、天然林、伐採跡地等々があります。1968年の流出土砂量は予測では6,975m<sup>3</sup>/ha年間ですね。これくらい出ただろうとそういう土地利用、そういう森林状態であったところからこれが推定されます。そして現在その後土地利用も変化しました。それから森林の生育も大分以前に比べて発達して参りました。その結果現在では5,690m<sup>3</sup>/ha、以前よりもおよそ1,000m<sup>3</sup>/haほど計算では土砂流出量は減少したと言えると思います。

次のページ17ページです。これは砥川流域をみました。これも同じようにやりました。砥川流域は40年間です。1961年この段階でまだ若齢林分が結構多かった訳ですね。成立林分、森林の成立段階が非常に多かったということがあります。その結果土地利用、森林の状況を勘案して出された1年間の流出土砂量は12,800m<sup>3</sup>/haであったと。それが40年後の2,000年の森林状況、土地利用等を見た場合には7,660m<sup>3</sup>/ha。およそ40年前の6割くらいになっている。相当土砂量が減ってきたということが一応数値で押さえられました。

こうして森林が発達することによってひとつの機能である土砂を流出させないという、森林の機能の評価がこの2つの流域にこのようなかたちで出されたということをご報告致します。以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。何かご質問ございますでしょうか。いろいろ数字が並んでおりますが、大変森林というのは有り難いものだと素人考えですが思いますが。

1番最後の表5-1というのは、浅川・砥川流域の主な災害、だんだん災害が少なくなっていると読んでよろしいんですか。

植木委員

それはですね、前回も報告した部分なんですが、砥川・浅川ですね、森林の状況だけで災害が減ったかどうかというのは、相関的な関係がみられなかったというふうに報告しております。というのは災害ひとつが

例えばどのような災害だったか、災害の程度によりますし、これを災害と言ってしまったら、多分ちょっと河川改修が行われればそれで済んでしまうようなものもありますし、ただこれを載せたのは、まだあと7流域あります。そういった中でもしかしたら傾向が出るかもしれないということで、とりあえずここでは載せておいたということです。

宮地委員長

はい、すいません。余計なことを申し上げました。よろしゅうございますでしょうか。それではもう1つ。第4番目の3部会についての話を、これは機械的にいくと思いますので、ご報告をお願い致します。これは黒沢川、郷土沢川、上川、ここに部会を立ち上げまして、特別委員の公募を行っております。そのことに関連しまして、これは幹事会から報告して頂けますか。お願い致します。

青山幹事長

それでは資料-4をご覧頂きたいと思います。黒沢川、郷土沢川、それから上川の部会特別委員ということでございますが、行政機関の職員ということでご覧の通り3河川で関係する市町村、町長あるいは助役ということで、特別委員ということで上がってきております。

それから裏を見て頂きたいと思いますが、住民からの公募による特別委員ということで、先般公募をしまして、黒沢川につきましては応募者45人、郷土沢については23人、上川については44人と、こういう応募状況でございます。

今後意見書からの選考を得て、最終的な特別委員を決めていきたいというこういう状況でございます。以上でございます。

宮地委員長

はい、3河川について、よろしゅうございますでしょうか。大変市町村関係の多いところもございますけれども、ルールによってやっていきたいと思っておりますが、何かご質問ございますか。よろしゅうございますか。

それでは終わり頃大変急かして申し訳ございませんでしたけれども、報告事項の1と3と4が終わったと、あと2の部会の報告は午後につなげて参りたいと思いますので、よろしくお願い致します。

昼休みは1時まででいいですか。はい、午後1時に議事を再開致しますので、それまで休憩と致します。ありがとうございました。

田中治水・利水検討室長

再開致したいと思しますので、席の方へお戻り頂きたいと思います。

宮地委員長

はい、それでは委員の皆様お揃いでございますので、ちょっと1、2分早ようございますけれども、勘弁させて頂いて午後の会議に入りたいと思います。

入ります前に、実は森林ワーキンググループの方から、先程のご報告に対して追加をしたいというお申し出がございましたので、お願いを致します。植木委員お願い致します。

植木委員

はい、申し訳ございません。先程お配りした資料の一番最後裏側に「森林整備実施可能量について」とい

う資料が載っておりました。私ちょっとうっかりして説明するのを忘れてしまいましたので、改めて説明させていただきます。

この「質問」は、森林整備の事業量はどのくらいか。というのが数回前の検討委員会で五十嵐委員の方から出されました。それについてワーキングの方で検討しましたその結果をご報告致します。森林整備ということで、具体的には現在ある森林をどれくらい整備したら、いくらお金が掛かるんだというところで検討しました。浅川と砥川それぞれ分けて考えております。一応この整備面積は、今後おおむね10年位をひとつのタイムスパンとして採りまして、その中でこれ位をやると、これ位のお金が掛かるというようなことでございます。全ての森林という訳ではなくて、特に緊急性を要する針葉樹の人工林について、それも3齢級ですから、およそ10年～15年生の林分から12齢級、およそ60年生の林分にわたる人工林の整備をした場合にどれ位かかるかという数値でございます。

浅川を見て頂きますと、公共造林としてやった場合に、間伐は400haでございます。その事業費がおよそ10年間8,800万ということになります。それから治山事業として、間伐、改植、崩壊地対策等々がある訳ですが、ここでは間伐事業として110万ですね。この事業費の根拠は下に書いてあります。算出に用いた事業単価、これまで県が実施しました事業をもとにして平均的な金額を出しております。例えば間伐ですと、ha当たり22万程の費用が掛かっております。そういったものから間伐あるいは崩壊地等を出しております。その結果浅川では概ね10年後、10年間掛けた場合に8,910万円程の事業費が森林整備にかかるだろうと予想されます。基本的には浅川の森林面積の対象とする所は405haですから、この程度で納まるのではないかという話でございます。

同様に砥川ですが、砥川では、間伐が公共造林と治山事業を合わせておよそ1,910haですから、この辺が中心になります。また治山関係の崩壊地対策が非常に金額として単価当たり高いものですので、崩壊地対策にかかる事業費が相当な量になっております。砥川全体では、合わせますと6億7,100万円ちょっとです。これ位が概ね10年間で事業費として掛かるだろうということでございます。

こういうことを実施することによって、現在の森林状態をより良いものにして、森林の持っているこういう機能等を今の状態よりも更に高めていきたいというのが、こういった整備事業の目的であります。

ただしその数値はどれ位かと、どれ位やれば保水力が高まるかという問題については、ここで再三述べております通り具体的な数値はすぐには出せないということですので、その辺はご了解下さい。以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。ご質問ございますか。どうぞ。

藤原委員

ちょっと補足したいんですが、浅川が非常に安い、非常に安いというか、私達にとっては非常に高いんですが、砥川と比べて1桁違うんですが、浅川は保安林が殆どないんですね。ですから保安林の整備という治山事業が余り今の段階ではできないので、できれば保安林の指定を増やして、そうすることによって治山事業をやるといことになりますと、もう少し必要になってくると思います。

宮地委員長

はいありがとうございました。よろしゅうございますか。それではこのご報告の追加を終わりに致します。

それからまた、申し訳ありませんが、私もちょっと補足をしておいた方がいいと思うのは、先程の基本高水のところで、大熊委員がお配りになったパンフの1番最後のところに「第8回検討委員会参考資料」として私の名前と宮澤部会長の名前が出されている「下諏訪ダム計画・基本高水流量の算定について」この文章

でございますが、お分かりでしょうか。委員会資料2 と書いてある資料の一番最後です。

これは先程提出人の名前が書いてないと言ったんですが、県の治水・利水検討室の方へ信州大学の農学部  
の宮崎敏孝先生が、こういうご意見を寄せられました。それを私のところへ検討室の方から送って参りましたので、その全文を基本高水の3人の先生にお送りして欲しいと私はお願いを致しました。大熊先生、高田先生、松岡先生のところにも届いたと思いますが、そういう資料でございます。それでここに印刷してございますのは、添付ファイルのところだけなものですから、差出人の名前がないという状況でございます。それを大熊委員から本日の検討委員会の資料として提出したいというお申し出がございましたので、私はどうぞお願いを致しますと申し上げました。そういう訳でございます。名前が書いてございませんが、それだけご了解を頂きたいと思います。

よろしゅうございますか。はいそれでは午後の会議に入ります。残っておりました報告事項の2に参ります。浅川と砥川部会からの審議状況についてのご報告をお願い致します。始めに浅川部会からお願い致します。

#### 石坂委員

それでは、ご報告します。資料はお出ししてありませんで、口頭でこの間の部会の議論の中身と経過について簡単にご報告したいと思います。

前回検討委員会以後ですが、2月23日第9回の部会を開きました。議事の内容につきましては、利水ワーキンググループからのご報告、松島委員から部会で確認致しましたダムサイトの地質調査についてのご報告、それから治水対策案それぞれ出されたものについての議論、利水の問題についてそれぞれ話し合いまして、第9回部会での決定事項としては、公聴会を後に控えておりますので、その公聴会に治水対策案として、1つは河川改修+流域対策で対応していくという案、もう1つは現行計画のダム+河川改修案。この2つを部会として公聴会に提案していく案としていこうということを確認したこと。それから松島委員から地質調査のトレンチ調査の結果について次回に詳しいご報告をして頂くことを確認致しました。

続いて3月9日第10回の部会ですが、この部会では引き続き、今お話し致しました2つの部会として公聴会に提案する治水・利水対策案について議論を致しまして、また公聴会の開催についても詳しく、どういうかたちで開催していくのかということについて、それから公述人の選定の問題等について議論を致しました。

決定事項と致しましては、松島委員からトレンチ調査の結果についてのご報告を頂きまして、それについての詳しいご報告を次回に頂くということを確認したということと、利水問題での議論の中で、つまり浅川ダムを建設した場合の、そこからの長野市の水道用水の利水、取水の問題について、すぐ直上に産業廃棄物の処分場が建設されておりまして、既に操業は停止になっておりますけれども、10数回にもわたって警告命令等を受けている処分場でありまして、そこからの浸出液、水質の問題等が果たして安全なのかという疑問が出されました。それについて次回長野市から産業廃棄物処分場からの水質調査の結果をご報告頂くということを確認致しました。

河川改修+流域対策案の中では、基本高水の採り方について、現行の計画で用いられている450m<sup>3</sup>/sが課題ではないか、幅が非常にあるという中で既往最大流量を基本高水に採用していくという考え方でどうかという提案がされまして、それを基本高水ワーキンググループとして検討して頂くということについても確認を致しました。

次の第11回3月17日の部会ですが、かねてから部会としては確認して要請をしておりました国土交通省、千曲川工事事務所、また北陸地方建設局から、千曲川と浅川の問題について、つまり千曲川の改修の現状と今度の計画、懸案になっております立ヶ花狭窄部についての計画がどうなっているのか、千曲川と浅川

の合流点で水門を閉めました時、その排水機場のポンプの能力アップについての見解等についてお伺いすることになっておりまして、第11回部会に北陸地方建設局と千曲川工事事務所からそれぞれお出でを頂きまして、ご説明と質問に答えて頂きました。ただ、時間が非常に短かったことと、多くの委員さんがご質問を希望されていたんですが、ちょっとご説明の最初の時間が全体時間からみますと長かったので、結果としては希望されていた方の半分位の方しかご質問できませんで、排水機場の能力アップ等の問題につきましては、増水時にはポンプはストップしてしまうということと、今以上に排水機場の能力アップをしていくことにあまり積極的なご見解が得られなかったこと、立ヶ花の狭窄部の対策や掘削、浚渫等の問題につきましては、中～長期的な展望であるということと、あまり近い将来の具体像が見えなかったこと等が、やや不満が残った結果になったかなと、その後の部会の皆さんのご意見を聞いていて思いましたが、かねてからの確認事項でありました、国土交通省からお出で頂いてご説明を頂くということは、第11回部会で実現することができました。

それから松島委員からトレンチ調査の結果についての詳しいご報告を改めて頂きまして、先程もご報告致しましたように、ダムサイトを横切るFV断層は第四紀断層、活断層であるということが、全ての立ち会って頂いた、技術検討委員会にご参加されていた委員の先生も含めて確認事項である。その活動の度合いについては見解が分かれているというご報告を頂きました。それから治水対策案について引き続き議論を致しました。21日に予定しております公聴会に先程の2つの案をお諮りをしてご意見をお聞しいこうということを変更して確認致しました。

21日第1回、最初で最後ですが、公聴会を開催致しまして、この2つの案につきまして、公聴会の冒頭私の方から説明を致しまして、これについて53名の公述人の方からご意見を頂きました。ほぼダム建設をするのか、しないのかという点につきましては、賛否両論の方が半々ご意見を述べられたという状況で、事前に公募を致しました方、それから当日受付の方を含めまして、流域住民という点では基本的に全員の方からご意見を頂ける結果となりました。

続きまして公聴会の後、3月23日に第12回の部会を開催致しまして、この部会では公聴会の感想を冒頭全員の皆さんから出して頂きまして、それに基づいて最終部会、31日に予定しておりますので、それに向けての取りまとめの方向について皆さんのご意見をお聞き致しました。

私の方からこの間の部会で出されております主な論点。1つは現状認識と浅川治水対策の課題、それから先程も議論になりました基本高水の問題、更にダムサイトの安全性の問題、浅川への流出抑制、総合治水対策といわれる問題について、超過洪水対策をどう考えていくのかという問題、千曲川との関係の問題、利水の問題。これが主な今までの議論の中で出された論点ではないかということで、この点について意見が一致しておりますものと、意見の分かれていますものがありますので、そのそれぞれの今までの議論の特徴を大雑把に取りまとめまして、こういう方向でいいかという確認をして頂きまして、基本的にはそのような流れでいいだろうというご意見が多かったのですが、その議論の過程で、特に安全性の問題等で集中的にご意見が出された中では、先程藤原委員からご意見がありました、これだけの材料が出てきている中では1つに取りまとめるべきではないかというご意見もあったことは事実です。

ただ私としましては、少数多数という問題ではなくて、部会の中である意見については、3月31日に最終ということにしていかなければならないという期日との関係では、ご意見がある限りはそれぞれのご意見を反映していかなければいけないだろうということで、あと1回部会ありますけれども、23日の時点ではそういう取りまとめの基本的な方向、その考え方についてご提案してご意見を頂いたところです。その日の確認事項と致しまして、第12回3月23日先日の部会で出されました、それぞれの皆さんのご意見、私の方から示しました取りまとめのたたき台、基本的な考え方、その方向に沿って改めて、一応昨日を締め切りとしてあるんですが、文章でご意見のある方は出して頂くと、そのご意見を反映しました取りまとめの報告

の骨子案を私の方で取りまとめまして、次回3月31日の部会にお諮りをし、31日の部会で最終的な取りまとめができるようにと、そんな方向で今考えております。以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。何かご質問、あるいは浅川の部会に出られる検討委員の委員が何か補足をなさっても結構ですが、はい、どうぞ。

松岡委員

補足というのはちょっとニュアンスが違いますが、砥川の時の理学的な見地と工学的な見地とで少し距離があるなというのは感じられたと。でもまあ基本的には変わっていないと。で、理学的な見地だと第四紀断層＝活断層というニュアンスで、土木的には＝ではないみたいなものがありましたんですが、それは全部活断層だということになったんです。活断層だと認める人と、活断層と言えないというか、そういう人といったというのはどういうニュアンスになるんでしょうか。活断層というふうに言い切られたので。

石坂委員

その点は部会の中でもご質問が生まれて、私は取りまとめのところに活断層と書きましたら、不正確ではないかというご意見がありましたので、松島委員に改めてお問い合わせしましたら、正確には「第四紀断層（活断層）」と書くのがいいのではないかと、その活動の度合いですね。近い将来うんと動く可能性があるのか、あまりないのかという点では意見が分かれているが、「第四紀断層（活断層）」とここまでは確認されていると。松島委員にコメントして頂ければいいと思いますが。そういうお返事を頂いたような気がしますので、今そのようにご報告しました。活動の度合いについてはご意見が分かれているということで。

宮地委員長

よろしゅうございますか。はい、それでは砥川部会の方のご報告をお願い致します。

宮澤委員

最終までいってよろしゅうございますか。

宮地委員長

経過をご報告頂いて、あとは議事で取り扱いたいと思いますので。

宮澤委員

それでは砥川の方をご報告させていただきます。過日は第9回目までご報告させていただいておりますので、第10回目からご報告させていただきます。

第10回目の部会は2月24日に開催をさせて頂きました。議事内容は、基本高水を当初の経過の中で280m<sup>3</sup>/sと、それ以外の対策ということで求めて参りました。とりあえず280でのひとつの固定した考え方で来た中で、放水路案というのが出て参りました。河川改修+放水路案についてメリット、デメリットの研究をさせて頂きました。それから治水の問題につきまして何回も取り組んで参りました。それについて私の方で取りまとめた内容について素案を示させて頂いて、それについてそれぞれのご意見を頂きました。

決定事項と致しましては、3月2日次の部会を開いて、なお一層治水対策案についての議論を絞る。それから3月10日といいますのは、3月17日次の日曜日等々は浅川のそれぞれ公聴会等入っております結

果、10日とちょっと急ではございましたが、24日から2週間あるということで、ここでもって3月10日の公聴会のことを決めさせて頂きました。それと河川改修+地下放水路案につきましては、技術的にこれ以上部会での審議は無理だということで、検討委員会の方へ技術的可能性についての判断のお願いを致しました。

11回目の部会は3月2日に行わせて頂きまして、利水ワーキンググループの方からの報告を受けまして、利水案について討論を致しました。それから基本高水流量についてもそれぞれ討議を致しました。そしてこの当然下諏訪ダムを建設するということからスタートしておりましたので、この代案については利水計画、治水計画がそれぞれ付随する訳でございますので、ダム+河川改修案について、それから河川改修案、それぞれの案について、治水、利水両面からそれぞれの検討を深めました。そして検討と致しまして、3月10日、ダム+河川改修案と河川改修案の2つを持って公聴会の方に、部会が絞ったひとつの案として提案しようということで、公聴会を開催することと致しました。

それに基づきまして3月10日公聴会を開催させて頂きました。300人を超える方々がご出席を頂きまして、約7時間を予定しておりましたが、説明が1時間、ご意見を聞くのが6時間ということでございましたが、意見が多く出されまして、1時間延長致しまして、50名の方々がご意見を述べられました。その意見の内容につきましては、また最終報告の中で申し上げたいと思っております。

それから第12回目を3月16日に開催しまして、ここで基本高水の問題のことについて、ずっと基本高水ワーキングの方から見解を待っておりました経過がございまして、最終的にこの280m<sup>3</sup>/s以外の状況での基本高水についての検討をさせて頂きました。これで全員の意見をお聞きしましたところ、真っ二つにその意見は割れた訳であります。2つの意見をそれぞれ部会の意見として、総意として2つ列挙をするというかたちにさせて頂きまして、決定事項と致しましては、検討委員会の基本高水流量280m<sup>3</sup>/sの場合はダム+河川改修案という案と、もう1つは公聴会でも多くの皆さんからお話があり、また部会の特別委員の5人の方から出されておりました、実績流量から算出する基本高水流量による河川改修案を併記する方向をまとめまして、次の24日までに私の方で、すべてのこれに対してまとめを致しまして、それをそれぞれの委員の皆さんにお配りをして、24日の13回の部会を迎えた訳でございます。

ここで私の方で取りまとめさせて頂いて、既にお送りさせて頂いている審議内容について全員の皆さんからご意見をお話頂きました。中には過去に論議されている話も出てございましたが、一応皆さんから今日提出させて頂くポイントのところも、訂正のところも含めまして決定事項で2つの案を併記しながら報告とすることで、全員のご報告がなされた訳でございます。

本当に13回、公聴会3回にわたるそれぞれの審議は、部会のそれぞれの委員の皆さんが非常に精力的に、それぞれの意見を述べて頂きました。また自ら大変精力的に調査をし、論文をまとめられ発表された姿に対しては心から頭が垂れる思いでありました。また公聴会におきましても、大変熱心でそれぞれの意見を述べておいでになりました。後でその公聴会のご意見も部会の意思として吸収し、またそれを案の中に織り込むことが大事なことだというふうに、部会長判断させて頂きまして、そこも十二分に受け止めて報告書の内容に反映させて頂いたという状況でございます。

結果的には1本に絞れなかった訳でございますけれど、20年間にわたってひとつの策に、治水策をめぐって論争してきた問題点、また今まで行政の中で行政のアカウンタビリティが不足している部分で一般の市民、住民の皆さんに知らされなかった大きな問題点等々がそれぞれ列挙され、私なりにひとつの部会のあり方としては、住民の皆さんに正しくかどうかは分かりませんが、現状を把握して頂いた。また出した結果につきましても、住民の皆さんの意向を十二分とは言えるかどうか分かりませんが、それを汲めるような内容にできたのではないかと考えております。

また先程の基本高水の問題それぞれ議論がございました。現在そういう状況でありますので、私どもの部



会報告としてはこれが限界かな、というような感じを持っているところでございます。不足がございましたら、また後で説明させていただきます。以上でございます。

#### 宮地委員長

はい、ありがとうございました。砥川部会の方の委員から補足、あるいはご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。案の内容に立ち入ったところはこの次の議題として取り扱うように考えております。よろしゅうございますか。はい、それではご報告はこれで終わりと致します。

それでは、次のいよいよ本日の議題に入る訳でございますが、砥川部会からの報告について、報告の中身に入ったところをひとつ部会長から要点のご説明をお願い致します。

#### 宮澤委員

はい、お手元にお配りをさせていただきました「長野県治水・利水ダム等検討委員会砥川部会報告」は本当に地域の部会の皆さん、それから検討委員会から出ている皆さんの大変なお骨折りと、公聴会におかれて積極的にご意見を頂いた市民、住民の皆さんの意向を少しでも汲もうとして書き上げたものでございます。ただ報告の中でも申しましたように、20年にわたって地域を二つに分けて対立している問題点でございました。それが当初ダムというかたちで予算までついておりました時に、今回こういうような宣言がなされ、検討委員会の中で部会が設けられ、審議してきた経過でございまして、このタイミングが本当にこのような部会の審議をする時に適切な時期であったのかということについては、私は部会長として進行していく中で大変考えさせられるところが多かったというところでありますが、それぞれの部会の皆さんは、最終的に笑顔でそれぞれ握手をし合って、そして理解し合えたということが、この部会を開かせて頂いた部会長としての本当の偽らざるうれしい気持ちであります。

それでは、今お手元に報告書と議事録を主要として、それからその検討委員会に出された全ての資料、これは特別委員の皆さんが作成をされた資料等々も含めてでございますが、全て網羅させて頂いております。大変多い分量でございますが、ご理解を頂きたいと思うところでございます。

まず1ページをご覧頂きます。かいつまんでご報告させていただきます。第1部としまして、砥川部会におきます治水・利水対策ということでまとめました。13回の部会及び3回の公聴会を開催し、その議論を重ねた結果、部会として以下2つの案を提案することとした。また部会においては砥川は危険な川であるという共通認識が合意され、公聴会においては、特にこれは第3回目の公聴会でございまして、超過工事の問題もございましたので、この点につきまして住民の皆さんにも掛けさせて頂きました。洪水を前提とする治水案は望まないという意見が流域住民と、想定氾濫区域の住民の意見として数多く出されました。全てとは申しません。この問題でございまして、砥川は天井川でございまして、本来河川法の河川計画を作る時に流域住民というのが関係住民というかたちになっておりますが、ご承知の通り、砥川は天井川でございまして、流域住民は上流の東俣川のところの方々、あと残りの方々は天井川でございまして、流域住民としては普通下流に行けば下流に行く程流域住民が多い訳でございますが、ここには下流に行く程流域住民がございません。ということで、部会の中で議論されました想定氾濫地域、これは河川の右側が切れるか、左側が切れるかによって違う訳でございますが、両方を対象と致しまして、その想定氾濫区域住民と設定をさせて頂きまして、この公聴会等も進めましたことを付記致します。

第1案としましては、「ダム+河川改修案」でございまして、これは基本高水280m<sup>3</sup>/s、これにつきましては、当初280m<sup>3</sup>/sで従来のパターン、従来の方式によって出された数字でございました。既に砥川につきましては、今年も1億円ということでダム建設費用がついているような状況でございまして、既に計画は進行しておりました。そういう中で280が設定されておまして、この280については、基本高水ワ

ーキングの方からもまあ、間違った数字ではないというご認識、また国土交通省からも来て頂きました時に 280m<sup>3</sup>/s は妥当であると、こういうお話がございましたので、280m<sup>3</sup>/s これをひとつの目安として、治水案を作っていた訳でございます。

280m<sup>3</sup>/s のうち河川で 200m<sup>3</sup>/s。土砂流出の比較的少ない東俣川にダムを建設してカットし、河川改修に残った 80m<sup>3</sup>/s をダムによって処理するという案でございます。この案につきましては、地元行政の代表者から特に早期着工や従来の治水安全度を確保するという事でこの案の意見が出されまして、また流域住民の皆さん、公聴会でもこの A 案を支援する、特に第 1 回めの公聴会ではこの案が非常に多かったというふうに思います。それでこれをひとつまとめました。

ご承知の通り、このダム案につきましては従来からあった案でございますけれども、それに対して、例えばダムの表面にコンクリートを除いて木を張るとか、ダムの周辺を公園にするとかという意見も出されました。しかしそれで利水についてはそのダムから岡谷市へ 1 日 1 万 m<sup>3</sup>/s、下諏訪町へ 1,000m<sup>3</sup>/s という事で出されました。また経過の中で今その後に付け加えましたようなことが議論されました。

河川改修案につきましてはですが、当初 280m<sup>3</sup>/s という事でできた訳でございますが、当初この案は特殊堤であるか土堤であるかということですが、コンクリートを表に貼るということでございます。これは土堤だという解釈から、土堤で進んで参りました。当初提案された方はそこまでの提案をされた訳ではございませんが、そういう状況で参りました。

国土交通省から土堤なら構造上認められないというお話もございました。しかしこの案はもうひとつの大きな案、皆さんからの意見でありましたし、特に公聴会で、今までの降水時の取水量から基づいて基本高水を決定すべきだという意見がとりわけ第 3 回目の公聴会で多く出されました。また 5 人の特別委員からこの案を支持するご意見が出されまして、第 1 2 回部会においてこの案を採用致しました。過去の降水時の取水量から基本高水を決定し、それに基づき河川改修を行うという案を提案するものであります。当然この案についてはダムからの取水はございませんので、岡谷市の利水、下諏訪の利水についてはそれぞれ地下水等で考えていくという案でございます。

経過につきましては、第 2 部でございます。第 1 章として検討内容を付け加えました。第 1 1 回目のそれぞれ検討しました基本高水につきましては相当の時間を費やしました。第 8 回目におきましては、地質、ダムの安全度、基本高水等々の問題につきましては、河川の管理は本来国がやるものであり、許可河川においては県知事つまり県が代行しているという考え方だという事実も分かりまして、国からやはり意見を聞くべきだということで、第 8 回目の部会では国土交通省から関係者を招きまして議論を致しました。

第 1 1 回目が終わりました、ここまでの部会の検討が進む中で、基本高水ワーキングから、真っ二つにこの地域の治水案は、基本高水をめぐって割れておりましたので、ひとつの統一した見解が欲しかった訳でございますが、第 1 2 回の部会が開催された 3 月 1 6 日になっても、残念ですが基本高水ワーキングの結論がまとまらず、案の一本化が困難な状況になった為、各部会員からの基本高水についての意見を取りまとめ、それに合った治水計画案をまとめることと致しました。その内容につきましては、地元から選出された特別委員の意見をここにとりわけ列挙することに致しました。地元から選ばれた特別委員の考えは次の通りでありますということで後ろの方に参考資料全部載っております。これは特別委員、他の委員も含めてでございますが、検討委員会から出ている委員も含めて全部載っておりますので、ご参考にして頂ければと思います。

それで想定氾濫地域や河川に関わる委員が 4 名おられます。この 4 名を含め 6 名は現状の秒 280m<sup>3</sup> を望まれました。河川法に規定されております河川整備計画を立てる際に意見を聴取することになっております地元行政の代表者であります岡谷市長、下諏訪町長これは秒 280m<sup>3</sup> は最低条件で、余裕をもって見るべきであるという意見を提出されました。その他の 5 名の特別委員は過去の降水量から基本高水を定めるべきだという意見でございました。先程申し上げた通りでございます。

それで最終の時に第13回のいろいろなところ、公聴会のところだけ書いてございますが、それともう1つ検討委員会へ放水路案をお願いしておりましたが、「この放水路案は技術的に可能な案だと思われるが、なお調査検討すべき問題も多いので、現時点では限られた時間の中で責任をもって住民に示すに足りる技術的裏付けができない。」という回答を検討委員長さんから頂きましたので、このような状況にさせて頂きまして、経過の中で部会の主旨は流域住民の意見を十分に聞くことにあるが、地域から選ばれた特別委員の基本高水流量、治水対策に対する考え方が最後まで一本化できず、それぞれの案に至る経過、基本高水を出してくる経過がそれぞれ違いますが、違った条件での2案を併記して検討委員会へ報告することと致したということでございます。

ダム+河川改修案は先程お話した通りでございます。河川改修単独案の中で、これを主張されました5人の委員の方々から、最後のまとめの24日の当日、別添の参考の中に入れてございますが、意見が出されまして、基本高水をB案とした訳でございますが、この案を提案した委員の中から秒200m<sup>3</sup>ということで、別添の河川改修単独案が提出されました。こういうような状況で、この2つの案に条件は違いますが行き着いたという状況でございます。あと基本高水については、第2章でそれぞれ当たってきた経過、それからカバー率、これにつきましては最終案の取りまとめの中で、それぞれの委員の皆さんの中に、検討委員会の委員の皆さんにはカバー率という文言があった訳でございますが、地域住民の皆さんのご意見からは実測値ということで、カバー率という考え方があまりなかったのが注目される場所だと思っております。

3については基底流量についてのご意見、基本高水の決定について、皆さんの意見が真っ二つに、大きく割れております。割れておりますが代表的な4名の方の意見をそこに列挙致しました。これは意見でございますので、そのまま入れた訳でございます。

第3章として砥川の中上流の土砂対策ということですが、ここにつきまして意見が出されました砂防堰堤等々の問題につきまして触れさせて頂きました。

第4章は地質の問題でございます。地質の問題につきましてもダムの建設は可能と判断した国、先程第8回の部会に出て来て頂きました国、そして県の見解と、ダムの建設は不適当とした専門委員の見解等々が平行線のままでございました。これも一本化を避けまして併記をさせて頂きました。まず基礎岩盤の評価、これを2項目に。それから断層の評価がそこにございます。

それからまとめでございますが、ダムサイトの基礎岩盤は部分的に弱い部分があったとしても土木工学的にはダムの建設は可能という独立行政法人土木研究所の地質官、これは第8回の部会での報告でございます。ダムの耐震設計は河川管理施設等構造令に依っております、これによって耐震帯の上限であります0.15で設計されているということで、これについては平成7年度の阪神・淡路大震災の後の国が作ったダムの耐震に関する評価委員会での状況の中でこういう結果が出ているということで、今まで日本のダムが地震で崩れたことはないという報告があり、ほぼ間違いなく安全なダムであるという見識がございました。

しかし第3回目の公聴会と最後の部会でございますが、危機管理室長の方からダムは地震を考えると建設は不適当であるという幹事会からの発言がございまして、部会は大きく紛糾した訳でございます。高田委員さんの方からその中で算出の仕方が違うんだということで、ご説明があってその場は収めたのでございますが、ここに、しかし近年発生が懸念される糸魚川静岡構造線に沿った地震に関連した調査の結果と、地質の専門委員であります松島委員さんでございますが、ダムから2km下のところに第四紀断層があったということで、この評価の扱い等々については注意を要するのではないかとということで、第8回目の部会でまとめられたものをそのまま載せて頂きました。

森林についてでございます。第5章として、森林をまとめました。森林の状況につきましては、森林ワーキングの方から発表された通りでございますが、この東俣及び砥川流域においては、国公有林、私有林等も含めて大変手入れが良く成されているという状況であることを確認させて頂きました。森林の変遷、保水能

力については記載の通りでございます。

まとめでございますが、このようなかたちでまとめさせて頂きました。状況としては良い訳であるけれど、流域の保水能力の維持・向上及び災害に強い森林づくりを図るためには、人工林の間伐等森林整備を継続的に行う必要がある。森林については住民と行政が一体となって積極的に森林の整備、保全に取り組む必要があるということを明記致しました。

また大変砥川、砥沢辺りの所は、荒廃していたり不安定な土砂がございましたので、この流出防止の為の治山対策についてはしっかりとした対策を進める必要があるということをもとめさせて頂きました。

第3部としまして利水対策でございます。利水対策について、なんでこれをやるかということですが、当初岡谷市の水、下諏訪町の水につきましては、ダムということが平成5年の1月22日の県と湖北事業組合の中で、ここから水道水を取るという協定が結ばれておりまして、それによって岡谷市の水についても今回の部会で審議をするということになった訳でございます。審議経過につきましては、5回、7回、9回、10回、11回というかたちでそれぞれ利水問題につきまして議論を致しました。そして公聴会は2回目、3回目につきましてはこの利水問題についてとりわけ意見を述べた訳でございます。

水道事業につきましては、本当に熱心に自ら案を作ったり、コーホート法等々で人口予測もして参った委員もおられまして、大変敬服をしたところでございます。しかし利水ワーキングの方から出されました結論に基づきまして私どもはまとめるのが、部会と委員会のキャッチボールであるという考え方の中でそれぞれの意見を含めながら進めました。まず人口予測とかそういう問題につきましては、今全国の水道事業については殆どトレンド法に基づいてやられるということで、これが一般であるということでトレンド法を採用することが妥当であるという報告がワーキングの方から出されました。

それから第3次岡谷市の総合計画についての人口等々の問題で、人口がもっと少なくなるんじゃないという意見が部会の皆さんから出された訳でございますが、岡谷市の方から工業立市を標榜している中で計画が立てられているので、これはこの通りにやって頂きたいというご意見が出されまして、ワーキングの方からこれに伴うのが順当ではないかというお話でございました。しかしそれに対して、いやそんなことはないということで、もう少し現実的に少なくみてもいいんじゃないかという意見も根強くあったことをご報告申し上げます。

水源の問題でございますが、この問題でまず地下水、河川水、それから広域による水のやりとり、そういうような問題等々含めてこの対策を検討致しました。ここで一番感じましたことは住民の皆さんと岡谷市行政の間に土壤汚染、地下水汚染の認識が大きくかけ離れているという事実を私個人としましてはとりわけ感じたところでございます。岡谷市は相当今回の部会の中で水は、土壤は汚れているという状況を明確に表現されました。その辺のところ新たな事実が多く出てきたなと思うところでございますが、岡谷市の水につきましては、事業許可者が国でございます。県は関係ない訳でございます。そこらへんの問題点の取りまとめ、これからどういうふうにしていくのかなということもこれからの大きな問題になったかと思うところでございます。

現在の地下水の状況につきまして検討致しました。部会の検討した結果のまとめですが、岡谷市の地下水汚染は特定地域での汚染が進んでいるのではないかとということですが、これが岡谷市の話によりますと全般的に広がっているということでございました。土壤を交換するには600億円のお金が掛かるというような事実まで出されたところでございます。また新規水源として西山地域の水源調査が発表されまして、ここについても新規井戸の利用について全市にわたって不可能であるという岡谷市からの報告がございました。ただ部会の皆さん方の中には、また公聴会では、そんなことはない、岡谷市内にはまだ新たな井戸を掘れる可能性があるんだという意見が数多く出されました。このことから、もっとしっかりとした調査をする必要がある。またこのような状況を岡谷市、下諏訪町は地下水の状況、また土壤の汚染状況を住民に対してしっ

かりと説明責任を果たすべきであるということで、この問題につきましてのまとめと致しました。

2として河川水でございます。河川水というのは砥川、横河川、新和田トンネルの湧水とこの3つがある訳でございます。砥川につきましては、横河川、新和田トンネル、それぞれ利水ワーキングの方で検討をして頂きました。それで部会の意見としましては砥川、横河川とも標準湧水水量が正常水量を下回る状況から、現況において新たな水利権の取得、つまり新たな取水は不可能であるという河川管理者と利水ワーキングの方から報告がございました。現状では表流水の取水は困難であるが、ダム等の貯めた水を利用することから河川の取水が可能であるということで、岡谷市は平成5年1月22日に県と取り交わしました東俣川のダムによる利水計画についての協定があり、この水利権を有しているということで、岡谷市からはこの水利権が岡谷市の唯一の頼みであるというお話もあったところでございます。

多目的ダム、利水ダムの選択に当たっては、治水対策、費用対効果、地形条件等と併せ総合的に判断すべきである。特に、国庫補助、起債の利用等財政については充分検討し工法を決定していくべきであるということをも明記致しました。また横河川におきましては、過去にダム計画調査を行ったが、地質に問題があり計画を断念した経緯があると。ダムによる水源開発については、課題として特に委員さんからトリハロメタンの発生、新たな水質の汚染が懸念されるという指摘が多く出されました。それに対しまして、「原水の水質、自然環境、取水位置を考慮すると、浄水技術等により対応可能となり、県内のダムではこのトリハロメタンの発生について問題になっている事例はないという報告がございました。しかし委員の人達には、県外のダムからはそういうものがあるという話もあった訳でございます。

また新和田トンネルの湧水については、水質、水量の安定性を判断するために、13年度10月から調査を開始したということでございまして、砥川の水量は正常流量を割り込む時期があり、河川からの取水は困難な状況であるということが報告されました。また水利用に関する権利を確定する必要があるが、現在の水利権者、それから市町村等との調整が必要となり、これには長時間がかかるということでございまして、これについては、今回の利水の問題となっております岡谷市がこの権利を取得できるかどうかは全く不明であるという報告がされました。

以上を踏まえ、特にこれは委員であります岡谷市長から東俣川からのダムによる取水についてとりわけ強い要望が出されたところであります。

それから広域利用であります。これにつきましては、岡谷市と下諏訪町が共に融通し合ってやったらどうだろうということで意見が出された訳でございます。現状把握、それから対策案を作りまして、部会としての意見としては、水源水量が余っている下諏訪町から岡谷市へ水道水を融通することによって、新たな水源開発は不要であるという意見が出されました。その中で下諏訪町の方から表流水水源の湧水年における水源の状況が非常に良くなく、通年安定した水源ではないこと、また既成の井戸の地下水等が汚染されているということの事実が述べられました。下諏訪町としては、岡谷市へ融通することは困難であるということでございました。また市町村合併がもう間近じゃないかと、その中では共同水の利用を考えるべきじゃないかという意見が部会委員から出されましたが、将来の不確実な状況でございますので、これを代案とする可能性は低いということをもとめさせて頂きました。

それで水道事業につきましては、私ども県が直接関係しておりません。ですから、あくまでも岡谷市は岡谷市、下諏訪町は下諏訪町が事業者でございます。そういうことは水道法の第6条、第7条に規定されている訳でございます。それに基づきましてそれぞれ岡谷市は国が、下諏訪町は県がそれぞれ許可基準に合っているかどうかの審査をして、許可をしているという状況でございまして、県との関係はそういう状況にあるということでございます。そういうことで法的に県や検討委員会が判断し、結論を述べられるものだろうかということが疑問として出されているところでございます。しかし私ども部会の中では、事業者は住民の意見を聞いて判断することが望ましいということを責務の中で付け加えさせて頂きました。岡谷市から出され

ている意見、水源、水道料、下諏訪町から出されている給水量、水源については、ここに書かれているとおりでございます。

検証後の課題でございますが、水源対策の課題として以下の事項があるということです。保水能力の大きい森林の整備、また水田の保全については大前提であるということです。これは住民と行政が一体となっていくことが重要であるというふうにさせて頂きました。2として、新規水源の開発に伴い水道料金の値上げが想定されているが、住民に対する水道事業者として説明責任を果たして理解をして頂かなければならないことを付け加えさせて頂きました。また公共施設の中水道整備等々で節水に努力すべきであることも列挙致しました。地下水の汚染については、汚染に関する調査は引き続き行い、様々な努力により地下水を保全していくべきだというご意見をさせて頂きました。それから特にこれは岡谷市から出された意見ですが、県知事と岡谷、下諏訪、辰野町でつくります湖北行政事務組合との平成5年に利水に関する基本協定が締結されて、岡谷市はこの協定を柱に水道計画を作成しております。この協定を県がダム中止で一方向的に放棄することになれば、これは問題が残るということでございます。

第3章としまして、漁業関係者の意見ということで、とりわけ秒280m<sup>3</sup>を流れるという状況の中で、漁業関係者等々のご意見もそれぞれお聞きを致しました。ご承知の通り砥川の河口は全国にも有数のワカサギの採卵場でありまして、この漁業関係者の皆さんからそれぞれご意見をお聞き致しました。また漁業関係でございますので、学識者として県の水産試験場の場長を招きまして、それぞれの見解をお聞きして、今列挙させて頂いている通りであります。検証後の課題としましては、生活者の同意は全てに優先すると考え、扱いには注意が必要であるということでございます。ここでとりわけ今年などは、大変暖かいということで、当初上川に上がっているワカサギが砥川の方にももう上がってきているという事実もございまして、工事は2月前には済ませて頂いて、5月末までは行わないことを希望するということも明確な意見として、住民の皆さんから出されたことを報告させて頂きます。

第4章ですが、農業用水の関係者の意見の聴取を致しました。部会にこの関係者の皆さんに来て頂きました。また利水ワーキンググループの精力的な調査をして頂きまして、それぞれの皆さんにもお会いして意見を聞いて頂きましたことに感謝を申し上げますところでございます。砥川につきましては、ここに列挙した通りでございます。

検討後の課題としましては、岡谷、下諏訪という所は大変水問題については難しい所であり、当地区においては長い間争点であったということで、多くの犠牲により現在の状況に落ち着いたということが確認されました。関係者は現状を維持して欲しいという意見が強く、他への水利権の譲渡は非常に困難であるという結論が出されたところでございます。

一気呵成に読み上げを致しましたが、これに基づいた資料ということで議事録、それからそれぞれ部会で検討されました全ての資料を付け加えまして、検討委員会へのご報告とさせて頂きます。以上でございます。

#### 宮地委員長

はい、ありがとうございました。大変な量の内容をもっている訳でございますが、これにつきまして部会の委員の方、あるいはご質問でも結構でございますが、どうぞご意見をお願い致します。これはもう中身のことについての議論に入っていくかと思っております。はいどうぞ。

#### 高田委員

部会の時にも申し上げて、それと昨日これの原案が来た時に申し上げたんですが、別にこれを変更して頂きたいという意味ではないんですが、一番最初のところに、洪水を前提とするような治水案は望まないというような意見が出された。これは多分部会長は超過確率洪水を前面に出されたと思うんですが、この超過確

率洪水の説明というのは非常に長い言葉が要ると思います。医療関係でいういわゆるインフォームドコンセントみたいなそういう形で合意されるもので、ちょっと唐突にこれが出てきたので皆びっくりしたということじゃないかと思います。私は本当はこれは外して頂きたいというそういう内容を認識して頂きたいと思います。

#### 植木委員

このところは、私も部会の最後の時に、確か「河川は溢れては困る」という表現であったんですね。それであつたらちょっと冒頭としてはそういう表現は相応しくないのではないかといった訳でして、そうしますと今度は「洪水を前提とするような治水は望まない」と、まあこれもどちらかといったら、冒頭としてはちょっと相応しくないような私の勘ぐりですが、私も今高田先生が言われたようにこれは超過洪水のところの話だったかなという気がしておりますし、そういう意味ではこの辺はもし可能であればちょっと修正できればと、私個人的には思っておりますけれども。

#### 宮澤委員

いいですか。あのこれは私もどうしようかなと思って他の皆さんにもそれぞれ意見をお聞きしましたところ、公聴会の席でやっぱりこういうことがあったものですから、それで高田先生おっしゃられるように、まあ破堤されても云々という、まあ破堤さえなければいいんだというような話もございました。このところが一つの大きな焦点だから入れておいて欲しいと、こういう意見も同じようにありました。ここにおいでの方の浜委員さんもこれは入れるべきだというご意見でございましたが、まさしく砥川の状況を表わすように意見が二つに割れまして、まあ公聴会の時のお話なのでということで入れさせて頂いたところでございます。

部会の内容のことにつきましては、砥川は危険な河川であるということだけ、共通認識がなされたということですので、公聴会の方では私もこのことだけ確認しようと思ひまして、大事なところだったものですから、最初に公聴会でさせて頂きました時に、そんなこと当然なことじゃないかということで、大変お叱りを頂きました。そのような経過でございましたので、これはもう大前提だなということで頭にもっていかせて頂いたところでございます。

#### 浜委員

今の問題でいろんな論議があつたんですが、部会の中にも、検討委員会の中にも、川は溢れるものだと、あるいは30年、40年に1度の床下浸水ぐらいは、仕方ないだろうという意見があるんですね。しかし流域住民が、今インフォームドコンセントとおっしゃいました、確かにその辺をどのように流域住民あるいは洪水氾濫地域の皆さんとインフォームドコンセントをしていくかということの大変難しさがあると思うんです。ですから部会長としては単純に溢れていいのかどうかということの裏は、やっぱり洪水氾濫区域の皆さん方にはとっておくべきだと、しかもこれは非常に重大な論議のポイントになるということで、私は賛成をした訳でございます。

#### 宮地委員長

はい、高橋委員にお伺いした方がいいかと思いますが。

#### 高橋委員

いや私もそういう考えです。

宮地委員長

そうですか。私も今の話、全くの傍聴人でございます。伺っております、インフォームドコンセント、つまり前の言葉がやっぱり少し足りなかったんじゃないかと私は思うんです。部会長のご説明がですね。やっぱり洪水はあっていいか、いや絶対にいいか、ここは是非聞きたいと冒頭におっしゃったものですが、私も実は聞いていてちょっと唐突だなという実感はもちました。それでももちろん絶対あってはいかんだとおっしゃる方もおいでになりましたし、それから100年に1遍くらいなら仕方ないと言う方もおられたように私は聞いておりました。ですからその辺のことが、あまり1番初めの問い掛けが簡単すぎたと申しては申し訳ございませんが、そういう実感は私は持ちました。高橋先生何かうんうんと言って下さっているんですか。

高橋委員

いや、それはね...はいどうぞ。

宮澤委員

どちらに致しましても私もその時に説明を致しまして、その後部会の中で、洪水を前提としてという意見もございましたので、皆さん方に再度確認を致しますということで、皆さんに諮らせて頂きました。その時に私は、そんなこと当然じゃないかと、なんでそんなこと議論するんだということで、流域住民の皆さんが、1人か2人、100年に1度くらいはしょうがないじゃないかというご意見がございましたが、私はここで多数だったというふうに書かせて頂きました。

このことにつきましては、ご意見いろいろございましたが、逆にこれは公聴会での事実でございますから、これはやっぱり私ども部会の中でまとめさせて頂きまして、これに対して変える予定もございませんし、皆さんご承知の通りでございますから、このことがA案B案のことについてそれぞれ直接関係するとも思えませんし、私としてはこれはこれとして、つまり流域住民の皆さんの声であったということは事実でございますので、述べさせて頂きました。

高田委員

私はこれはこのまま残しておいていいと思うんですが、この中身をこの検討委員会でちゃんと話題に上げて、これからの治水の話の中で活かしていきたいと思っています。

宮地委員長

その点はですね、私思うんですが、今日このご報告を初めてご覧になる方も多い訳です。ですから幸い公聴会の議事録も付いておりますので、これからよく見て頂いて、そういうお感じをこの時においでにならなかった方もお述べになることもあるかと思いますが、それによってこの書き方を変えるということではなくて、検討委員会がどう判断するかということがまたその次に出てくるだろうと私は思っております。

宮澤委員

あの委員長、部会での報告は部会での報告でございますから、議事録も付いておりますし、それはもう皆さんのご意見でございましたから、これに私はいろんなお話をすることは無いと思います。ですからそれを委員の皆さんがどういうふうを受け止められるかということは、これはまた別の問題でありまして、部会の時のお話については、私ども全員が感じたことでございますし、私全員合意でもってこの文言を作っているつもりでもございませんし、皆さんの理解の中で作ってきたというふうには理解しておりますので、これは先



程も申しましたように、部会の皆さんのある程度 of 了解を得て、それぞれこの2案ができ上がってきた経過もある訳でございます。この中にはもちろん成長度合いというようなこともあるかもしれませんが、私としては住民の皆さんの意見を限りなくこの中に活かして作ってきた報告書のつもりでございます。部会のそれぞれの皆さん方も、とりわけ地域住民の皆さんの意見も、当初の素案よりも昨日も相当分量を入れまして、再校正したものでございますので、24日に提出したものと大分変わっていると思っております。

大熊委員

私は内容について言うつもりはないんですが、洪水という言葉の使われ方に少し問題があるんじゃないか。かえて前回の「川は溢れては困る」というそれの方がまだ正確ではないかと。要するに洪水というのは溢れなくても、何年洪水と言っていて、その洪水があるからダムを造るという治水計画がある訳ですから、例えば「洪水氾濫」という言葉であればまだ分かるんですが、「洪水を前提とするような治水案」で、洪水が起こるから治水策を立てている訳ですから、ちょっと言葉の表現で、むしろ前の「河川は溢れる」というようなこと、何でしたか、それの方がまだ良かったんじゃないかなと、正確に内容を伝えていると思います。洪水という言葉にするとちょっと他のことも考えてきて、言葉上ちょっとおっしゃっている内容が正確でなくなると、私は感じます。

宮澤委員

委員長、私もそう思っておるんです。

宮地委員長

浜委員どうぞ。

浜委員

これから論議の進め方なんですが、報告書の文言を一つひとつ違うあだと言っていますと大変なことになってくるんですが、特に治水、利水の問題について、それぞれ砥川の過程におきましては、検討委員会にも報告されている部分もあるんです。それで私は出てきた2つの案をこれから検討委員会としてどのように取り扱ってどのような意見集約をしていくのかということのを是非まず議論をして頂いて、それでいつまでやっても答えが出ないようなかたちでは困りますから、是非とも急ぐようで大変恐縮なんですが、その辺のところを焦点を当てて頂ければと思っております。

宮地委員長

はい、その点、私もこの文章をそれぞれ個別にみていって、これが良くなったとしても後残るのは検討委員会の答申の話してございますので、そちらの方が大事だと思っております。その点は理解しております。

それで、ちょっと伺いますが、私はこの間の部会の時伺っていたんで、ちょっと違うところがあるんですが、3ページ目の別添のBのところの、第2章基本高水についてのすぐ上のところですが、最終部会において基本高水流量200m<sup>3</sup>/sにするという別添の河川改修単独案。この別添のというのは今日お配り頂いたこの資料の中に入っていると。

宮澤委員

そうです。

宮地委員長

ああそうですか。それは部会の報告として、検討委員会で検討してよろしいということでございますね。

宮澤委員

委員長、私の方では、資料は全部検討した訳でございますから、部会での最終合意についてはこういうふうなかたちで出させて頂いたということです。それで別添のものについての検討はしておりませんので、それぞれの委員さんから出された意見ですから、その中で付けさせて頂いたという、こういうことでございます。経過でございますから、その欄は。

宮地委員長

はあ、私伺いたいの、むしろ1ページの殆ど同じ文句があるんですが、これに基づき河川改修を行うBの提案をする、と書いてございますね。これはそうすると別添の資料とは違う内容を含んでいるんですか。

宮澤委員

委員長、違う内容も含まれております。利水の関係も含まれておりますので、別添というかたちで経過の中でご説明を致しました。そのことについて部会で検討しておりませんから、よろしゅうございますか。経過ですよ。そういうのが出されたということで、付記させて頂きました。

宮地委員長

そうですか。つまり私は、浜委員がおっしゃられた、これからこの案をどうするかということですが、まずやっぱり率直に申しまして、今こう拝見して、これについてどう取り扱ったらいいかと、そこまではまだなかなか意見はいかないだろうと、率直に言うて思うんです。ですから多分提出されたご報告をよく読みなおし、添えられた資料をよく読んで、そしてそれに対する検討委員の皆様方のご意見を承る、そこが出発点になると思っておるんです。その時の材料としてこの出された資料は頭の中において議論してよろしゅうございますね。

宮澤委員

委員長、資料は全部結構でございます。その為に資料は付けさせて頂きました。ただ部会で検討してあるかどうかということは、別問題ですから。ここで今私が検討してきた結果につきましては、こうでございます。もし、ここの検討された報告書の中からじゃないとしたならば、個々の意見の方をピックアップするようなかたちになってしまいますので、それはそれで結構でございますが、それで検討委員会でいいのかどうか、そのところもしっかりと議論して下さい。私はこの経過の中で出されておりましたのは、部会の意見としてお話致しました、今のその別添のところだけに委員長がこだわる意味が私にはちょっと理解できないんですが。

石坂委員

すいません関連して質問させて頂いていいでしょうか。私もちょっと今のところが今ひとつ理解できないんですが、別添のというのが読んでないので分かりませんが、その別添のという考え方は、2つ出されたダム+河川改修案A案と書いてありますのと、河川改修案B案という中の、そのどちらかといえば、この河川改修案B案と基本的な考え方は同じだけれど、少し違うということなんですか？

宮澤委員

よろしゅうございますか。ここに出されている案は、私ども16日にまとめられた案で、それで整理を致した訳です。そのメンバーの5人の方々の意見をB案で作った訳です。そのB案でまとめたものとまた若干違う言い回しの文章が24日のまとめの日に出てきた訳です。

ですので経過の中でお話をしましたが、これは要するに経過で出されてきたと、しかし内容的にはこういう経過で5人の委員の意見がこのB案になってきております。ですからそのB案というかたちでもって承認をされているところまでいってない訳です。唐突に出て参りましたから、まとめの段階で。ですからそれはそういうことで参考案としてお付けしたということで、経過のところでも述べさせて頂いたと、こういうことでございます。ですから私どもの案は同じようなのが2つありますが、これは経過の中でこういうふうに出されてきたということでございますので、1枚目のこの紙を見て頂ければ結構だということでございます。

石坂委員

はい、すいません。あのもう少し今のお答えに関わってお伺いしたいんですが、B案と考え方がほぼ同じと考えていいのか、全く違うものかその点をお伺いしたいんですが。

宮澤委員

委員長、ほぼ同じです。全くといっていいほど同じでございます。ですから、言い回しとか表現とかそれから利水の問題等も入っております、細かくなっておりますので、案同士のバランスがとれないし、それからそのことについて部会として検討するというか、24日はまとめの段階にきておりましたので、またこれをやり出してしまうと戻ってしまうものですから、付け加えさせて頂きました。

石坂委員

ではB案の参考資料と考えていいのかどうか。

宮澤委員

結構でございます。

石坂委員

だんだん議論してきて委員の意識も発展して煮詰まっていく訳ですよ。そういう点では最初にいいと思ったことよりもっといいことが、議論が発展して考えが浮かんできたりするはずだと思うので、最終段階にきて、やはり少しそれを補うかたちで発展したものが出てくるということは、ある意味でありうることなのに、それを別添というような扱いでまとめてしまわなければならないやり方は、どうなんだろうと、少し疑問です。その辺のまとめ方については、どうしてそういう扱いを、最終段階の方が煮詰まって発展する考えが出てくるのが一応常識的に考えて、そういうことでしょうと、それはもう時間がないから別添という扱いは如何だろうか。

宮澤委員

ちょっと違うんですよ。ニュアンスが。最終日になってこういうふうな案もまとめさせて頂きましたと、要するに内容的にA案の方が、A案とB案と作った中で、ちょっと言い足りない部分もあるので、それに付け加えることを入れさせてくれませんかということで、私としては、皆さんもそんなこといいじゃないかと

いう方も中にはおられましたけれども、部会長として、せっかく出されたことですし、内容から見ててもほぼ同じ内容でございましたので、それじゃあ経過の中の資料としてひとつ付け加えさせて頂きました。

当初このことについては付いてなかったんです。最終のまとめに出していたのはですね。だけれど皆さんがこういうふうに付け加えて頂きたいと、書いて頂きたいということだったものですから、それで書いてただけであって、本来はこの下りはなかった訳です。

石坂委員

B 案の参考資料でいいんですね。

宮澤委員

ええ、結構です。参考資料で結構です。

石坂委員

はい分かりました。

宮地委員長

はい、高田委員どうぞ。

高田委員

このB案というのは、私が280m<sup>3</sup>/sを流れるような断面を砥川に求めて作ったものです。A案というのは280m<sup>3</sup>/sですから、当然それとセットになる最大のものは提案しないとイケないと思います。

私は常に基本高水とセットになった河川改修案ということをしていました。ですからこの別添のこれは200m<sup>3</sup>/sですが、基本高水が決まっていますからどういう断面になるかというのは決めていません。それはこれからこの委員会で決めて頂きたい。だから基本高水が決まればB 案というのはほぼ自動的に固まるものです。

宮澤委員

委員長、高田先生がおっしゃる通りでございまして、ここのところ最終的に決して大熊座長に責任をかぶせる訳でもなんでもございませぬので、個人的なあれではありませんので。あの基本高水が決まらなかった、基本高水が決まらない状況になって参りましたので、カバー率とかいろいろな問題を検討して参りました。カバー率の問題についてやっぱりご主張されたのは、高田委員さん、松島委員さん、植木委員さん、この3人の検討委員会から出ていらっしゃる方々はカバー率を下げるべきだと。80という方も70~80という方もおられました。

しかし地元から出ている委員の皆さんは実測値で決めるべきであると、今流れている川の量で決める訳であると。つまり基本高水の出し方はカバー率で決めるという考え方ではなくて、流れている実測値を測って決めるべきであると、こういう考え方がB案の特徴でございます。ここのところについて高田委員さんがB案を作りました。しかし今回ここのところでは公聴会それから5人の委員さんの出された意見は、そのような観点でということではなくて、川の流れている実際の過去の洪水の状況に応じて決定すべきであると、これが5人の意見でございます。私はこの5人の意見は、今の石坂委員さんからもお話もありましたが、関係した参考も付いておりますので、どうぞご覧になって頂きたいと思いますが、この意見が強かった。公聴会でもこの意見が強かった。カバー率云々ということよりも、この意見が強かったので、この意見を採用

したということですから、高田委員さんが当初考えられたB案と、ここで今やっているB案というのは、基本的な成長過程が違うというふうにご理解をして頂いた方がよろしいのではないかと。ここでの論議はまた別問題ですよ。つまり部会で出されてきたのは、一般の公聴会の意見、それから5人の地域から出ている皆さんの意見、これは今言ったように基本高水のカバー率からという考え方ではなくて、もう一度言いますが、実際の流れている川の溢れた実績、実績量、実測量でもって検討すべきであると、これが強いんです。あとは残りの8人の委員、市町村長さんが2人、あと残りの6人の地元から出されている委員は280を主張されました。

ですからこの経過の中で表明された通りでございます。その中でそれをまとめさせて頂いたということで、1つの同じテーブルの上に乗っているというか、私もここに書いたんですが、要するに出てきているのがそれぞれ異なった条件、基本高水ということの考え方と、片方はそうじゃなくて実測という考え方。この2つの案を部会として出させて頂いたということで、二案併記ということですが、決して私は二案というふうにはみていないんです。1案1案それぞれ状況が違った中でベストなんだと思って、これはまとめさせて頂いたところです。

宮地委員長

私も今宮澤部会長のおっしゃることを伺っておりまして、まさにそうだったと思います。つまりBとBをモディファイしたという感じがあると。基本は少し違うんだということをおっしゃられたように思います。まさにそうだと思っておりますが、ただ部会長は多分議論が出てきたプロセスを重視してこういう文章をお書きになった。中身からいうと第1ページに書いてあるBのほとんど同じことは第3ページのB別添のものだと思っても結構ですとおっしゃったように思いますが、そう理解してよろしゅうございますね。

宮澤委員

あの内容的にはそのような状況でご理解して頂ければ、全部並べて頂ければ、ご理解頂けると思っております。そこは、部会長大変苦労したところでございます。

宮地委員長

はい、苦心の策のようでございますが。

石坂委員

別添とか余り聞き慣れない言葉なので、分かりました

宮地委員長

如何でございますか。その点はそういうことで。そうしますと、他に何かいろいろご意見ご質問があれば承りますが。多分この基本高水のところは一番分からないところでございますが。これからだと思います。さっきの午前中の議論がまたつながるところだろうと思っております。はい、どうぞ。

松岡委員

さっき浜さんもちょっと触れられたんですが、これを今日これから議論するんじゃなくて、つまり検討委員会としての見解を今日議論するのではなくて、次回とかそういう機会でじっくりとできるだけのことを言い合って決めるという、そういう進行ということで理解していいんでしょうか。

宮地委員長

そういうふうにして欲しいというご要望でしょうか。

松岡委員

要望というか、これから残る時間を使って検討しただけでは、検討委員会がひとつにまとめた結論に行き着くかどうかは、大変これは難しいかと思えます。

宮地委員長

はい、ちょっと私さっき、あ、藤原委員どうぞ。

藤原委員

僕も浜さんが提案されたのがそのままになっちゃってるんで、ちょっと気になってるんですね。これどういうふうにして進めていこうとしているのか、私達に今日は全部の議事録は配られましたけれども、今まで配られているのは第7回までで、それと公聴会2回分は目を通してますが、それから後は今日配られている訳です。そうすると今日この砥川部会の報告というのは宮澤さんがおまとめになったんだし、それは部会の報告だから、これも内容について私達がこれ違うとか何とか、外の人間が部会の進行も分からないにも関わらず、ここはおかしいとか何とか言えない訳ですよ。

ですが、今日議事録も資料も全部頂いてますので、それについて今度検討委員会としてどういうふうにするかというのは、今日は当然無理だと思います。読んでませんから。ですからそういうことで次の機会にきちんとやって頂きたいということと、この報告では部会としてはA案、B案、それから別添というものが出されていますが、やはりそれは部会での検討であって、それ以外のものも考えられる可能性がある訳ですよ。ですからそういうのを検討委員会で取り上げて頂くと、だから先程ちょっと別添でこだわったけれど、僕は別添は全然こだわってないんです。というのは、これも1つの案だと思ってますので。これら全部含めて全部見て、その上で自分なりの判断をしようと、それから現地を見てますから、現地の状況、植木さんにしても僕にしても上流の森林の状況も見えますので、そういう意見。それから砥川の方の状況も分かっていますので、そうすると意見はここで出されただけではないような気がする訳です。ですからそういう意味では、これは確かに部会報告として出されたものとして受け止めますが、新しくやはり検討委員会として、これは全然もう対象にしないんじゃないかとむしろ住民の方が出された結論ですからこれを尊重しつつ、けどそこでものを決めるということにはなっていないと思いますから、ですからそういう時間をとって欲しいということです。

宮澤委員

委員長、私部会をまとめてきた人間としまして、本当に18人の部会の皆さん方、もちろん検討委員会から出てらっしゃる方、ものすごく真剣ですね。その意見をそれぞれここに凝縮させて頂くと同時に、参考資料を見て頂きますと、みんな本当に真剣にやって下さいました。だから議論をして頂くのは充分であります。しっかりやって頂きたいと私も思っております。

ただこの部会で審議されてきたことは、1つの意見としてということでもって済まされるんだったならば、部会なんか最初からこんな10何回もやる必要はないと思います。これは大事でございまして、正月もクリスマスもなく、命を懸けてやっている委員さんもおられました。それによって休みを返上してやってこられた、それでここにまとめられて、みんなの18人の総意の中でやってきた訳でございます。それが1つの意見としてこうだなんていうような簡単なつもりでこの部会の報告ないしは添付資料をご覧になって頂いたん

では、私は18人の部会の皆さんに申し訳ないと、また公聴会に出て頂いた皆さんに本当に申し訳ないという気持ちでございます。ですから、これはやっぱり真摯に受け止めて頂いて、それでしっかりとした議論をして頂くことは結構でございますけれど、これはこれでまた違う他の案もあるって、そんなことだったら、ワーキングの代表としてそれぞれ、例えば私だったら財政ワーキングの方の代表としてこの部会、浅川部会の方には竹内委員さんがそれぞれこの検討委員会からの代表として出ている訳ですから、そこら辺のところでご意見も当然述べられる時もある訳でございますので、そういうことはそれなりにきにはっきりして頂かないと。私は公聴会に出て頂きました500人を超える方々や、18人の部会の皆さんの本当に熱意に対して、今のニュアンスでは申し訳ないという気持ちであります。もっともっと真剣にやって頂かなければ困ると。この検討をベースにしてやってもらわなかったら困ると。こういうふうに思います。

#### 藤原委員

そういう意味ではね、全部の議事録に目を通して、資料も全部目を通してないと、やはりこの問題についての議論にはならないんじゃないかと思っておりますので、今日配られた8回以降の議事録もきちんと私の方で目を通して、それなりの意見を言うという方がいいと思います。

#### 宮地委員長

はい、その点は私も先程ちょっと言いかけたんですが、当然だと思います。今のことはね。今まで外におった人たちは中身が分かりませんので、そういう時間を充分にとらないといかん。それは充分に思っております。

私も何回かの部会、両方の部会掛け持ちしていますと大変なんです、ご苦労も分かりますし、それから実は私部会をやります時に最初に、検討委員会と部会の位置付けというようなことがありまして、部会の意見を尊重するのかという時、宮澤部会長は非常に苦労なさったんで。それで私はとにかくできる限り尊重する方向で参りますと申し上げて、ですから藤原委員の話も、全然それをたった1つの意見として通りすがりにということをおっしゃっているのでは決してないと、私は理解致します。

#### 藤原委員

むしろ、10何回も議事録も大事にしなきゃいけないと思っています。

#### 宮地委員長

はい、ですから如何でしょう、その点はこれから浅川の部会も出てくる訳でございますが、それは多分浅川部会でも同じ感覚ではないかと思っております。それでどうでしょう、率直に申しまして、今日初めて見る方が半分おる、今度浅川からもうじき出て参りますね。それはまた残りの半分の方はご覧になってない。ですから、一時こういうふうに出された資料をじっくりと検討して頂く時間が必要だろうと思っております。ですから今日はその話には立ち入る訳にはいかないんじゃないか、やっぱり知識が偏っておりますので、それは充分に考えて頂いて。

#### 宮澤委員

委員長、部会長としても是非ともそう願います。全員の方々に資料を見て頂いて、それで期日は決められている訳でございますけれど、大変でございますけれど、本当に心静かにめくってみますと、血と汗の結晶でございますので、それぞれにそんなことを含めまして、どうぞ次回の時に十二分に検討して頂ければとこんなふうに思うところでございます。

#### 竹内委員

あの先程のご報告を聞いていまして、あと新聞やその他見ていまして、大変なご苦勞をされたなということで、心から敬意を表したいと思います。いずれにしてもそれぞれの出発点のいろんな論議の中で、部会と委員会との関係で、あとワーキンググループとの関係ですね。いずれにしても双方向でやり取りしながら進めていましょうということで、それぞれが変わってきたということからすれば、その過程の中で半分以上、言ってみればこの検討委員会にも部会側の結論が出てくる責任の一端は、どっちにしても私はあると思うんです。そういう意味でこれまでご苦勞頂いた部会の位置付け、そして論議、また公聴会でも独特の雰囲気があって、私も1回行きましたけれど、そういう意味ではそういうものも含めて、この部会のご苦勞というものをやはり検討委員の一員として、今後の論議では尊重してやってもらいたいというふうに思っております。

#### 宮地委員長

はい。私が思いますのは、財政ワーキンググループの話はここに殆ど入ってない訳です。その辺キャッチボールができるが一番よろしいんですが、いろいろ時間的な問題もございまして、そういうものからのご意見も含めてこの検討委員会は答申を取り扱っていくということになるかと思いますが、如何でございましょうか。はい、どうぞ。

#### 松島(信)委員

今までに付け足すんですが、今まで3月を目途に部会がもう本当に何回も1週間ごとというペースでやって参ったんですが、その為に検討委員会の方は全くレベルが部会に追い越されちゃったという感じになっていて、今までの経過で4月のうちには答申を2つの部会で独自に出さなければならぬとか、そういうことを考えた時に、1月1回の検討委員会をやっておいたら、これいつになったら片付くのかと。今度は検討委員会が部会と同じペースでやらなきゃどうしようもないんじゃないかと、そう思うんです。そうしなきゃとてもその両方の部会とも、私はたまたま両方の部会に出ておったので、全くその対立関係が激しい訳ですよ。それを1本にまとめるのは非常に大事なことで、是非いけばいいと思っているんですが、その為には今のような、別にさぼっている訳ではないんですが、幸いに部会はこれで一応終わったので、今度は検討委員会がいかに頑張るかという番になっているんじゃないかと思うんですが。

#### 宮地委員長

おっしゃる通りでございます。ただ私はですね、検討委員会だって、殆どの方は部会の方でフルに動いている訳でございますので、その中で検討委員会をやるっていうのは、たちまち跳ね飛ばされてしまうんじゃないかと私は思っておったんですが、そういう意味で部会の方が一応こういう段階にきた後を、検討委員会がやっぱりそれなりの努力で引き継いでいく。そういうことはやらなきゃいけないと思います。ですから今までのように、1月に1回と申しておる訳ではございません。ですがそのことは具体的にこの後に、これから先どうするかという大体の筋道としましては、各部会から出てきたものを委員の方にお配りして、十分な検討を頂く。それを前提として検討委員会がなるべくテンポを速めてやっていく、そう思っております。それですから、先生のおっしゃること何も違っていません。ただいろいろ検討委員の方のご多忙もありますので、それはまた皆さんのご都合を伺いながらやりますが、決して1月に1回というそういうのんびりだりんとしているんじゃ、どうにもならないと思っております。はい、どうぞ。

#### 高橋委員

今度やってみましてね、最初のことでですから非常に大変だったなあということは皆さん分かると思うんで



すが、ともかく賛否両論がある訳ですから、これは部会を数多くやってそれを1本化するっていうのは、今後恐らくできないと思いますし、この委員会ができた時に、竹内委員から部会と委員会の役割分担をはっきりするべきだというご意見がございましたが、部会がどの辺までできるかということは限界があることをつくづく思いました。特に地質の問題、基本高水の問題。これは、部会長非常に苦しんでやっているところだと思いますけれど、いつまでいっても平行線なんです。ですからここに費やした時間は半分以上なんです。私は回数を多くやるっていうよりは、そういった技術的な問題は部会で詰められない現状にあると思うんです。従って、先程来出てますが、特に基本高水の問題によってはもう部会も委員会も何もいらんんじゃないかと、極端に言えばですよ、そういう結果になりますよ。200m<sup>3</sup>/sでいいですよという話になれば、ダムもいらんし河川改修もいらん訳ですよ。そういう極論にまでなる訳です。

私はその辺を今後委員会と部会の役割分担というか、どの辺まで部会としては住民の声を聞いてまとめてくるかというものを、ここでしっかりしてもらわないと、果たして今後、限られた時間にやっていけるかどうか。私はそう思います。

宮地委員長

これから部会を引き受けられる方としては当然のことかも知りませんですね。はい、どうぞ。

石坂委員

そのことにも関連してなんですが、浅川部会も回を重ねて来る中で、特に今は休憩時間などには、高橋委員からお話があったような意見が出ていまして、基本高水の問題とか千曲川との関係、この一番解決しなければならぬ問題について、賛否両論の人が口を揃えて、この点についてはこれは一長野県とか、一浅川部会で結論を出したりどうこうというよりは、国レベルで新しい到達点を解明してってもらわなければならない問題じゃないかと、こういう問題が出ていまして、そこへ行くともう賛否両論は関係ないと、いい雰囲気なんです、その休み時間の雑談の時にはね。

だからそういうことで言いますと、逆に、この間砥川と浅川の両部会が、でも住民参加でやらなかったらこういう話にはならなかった訳で、基本高水などという言葉自身もまだ一般的には全然浸透していませんし、でもそういうものが基本になってダムの計画や河川改修計画が立てられているんだということを、私はある意味ではこの検討委員会や部会の議論を通じて住民が理解していくっていうことが、今までの行政にお任せという姿勢から、住民参加で、また自分達の問題として捕えていく上では、非常に貴重な経験を今しているんじゃないかと思いますので、両部会で苦労したことを、またゼロからではなくて、今後の各流域の議論に活かしていくかたちで、是非いくべきだと思いますし、一番の根本の問題については、そういう財産をつくっていくとか、そういう検討にしていけるべきではないかと思いますので、賛成なんです、部会としてやるべきこと、それから検討委員会が責任を負うべきこと、という役割分担はそういう意味でもきちんとしていった方がいいんじゃないかと思います。

宮地委員長

部会の方は一応こういうかたちでお済みになって、今度答案を書くのは検討委員会でございますので、そこらへんは同じ状況ができるかも知りません。確かに地質の問題なんかになれば、この中だってやっぱり答えは出しにくいかも知りません。同じような状況な訳ですが、それはやっぱりその中で苦労しているあがいてみるっていうのは一つの試みだろうと思いますし、部会をこれから運営される方は非常にご心配もございましょうけれども、やはり基本高水なんかにつきましては、先程松島貞治委員がおっしゃられましたように、基本高水っていうのはどうもこういうものらしいと、松島委員はおっしゃいました。そういう

こともやっぱり1つの道ではないかと私も思いますけれども。ユニークな答えが出る問題と出ない問題とやっぱりある訳でございますので、その幅というものをそれぞれ認識しながら、これから議論をしていって頂きたいと私は思うんです。

ですから如何でございましょう。確かにこれからも毎回だと思っておりますが、この2つの部会というのは、問題はやはり時間的な制限があったということもございまして、逆に言うと、時のアクセスがあったらもう少したかかもしれないと、そういうことだとしてございまして、なにしろ限られた時間でやっておりますので、やはり率直に申しますのは、もうとにかくこうなったら、ある時間の中でできるだけ皆さんが自分の言うことを述べて、それをまとめた答えを書くより仕方がないと思っております。ですから1つにしなきゃいかんとか、2つにしなきゃいかんとかではない。ただし、部会で出された議論はそれなりの時間と労力を積み重ねておりますので、それなりの評価はして頂きたいと、そういうふうに思っております。如何でしょうか。はい、松岡委員。

#### 松岡委員

あの、質問みたいなことになるんですが、部会でこれだけやりましたと、それで県が、県という言い方でいいかどうか分かりませんが、これまで計画として進んでいるものもございまして。それはもういくら掛かるかというのは簡単に出る訳です。今財政ワーキングの方から質問が出なかったのですが、例えばある程度これで砥川なら砥川の流域だったら、これとこれになりそうかなというのが来て、まだしかし具体的に断面がどうこうとか、その断面になったら橋が広がるとか広がらないとか、そういう細かいところまでいきませんので、財政ワーキングだったら、じゃあ具体的にそこがある程度2つなら2つで決まるのであれば、この第2案B案だったら、改修ならこれだけ、橋ならこれだけ、というような財政的なところを詰めるのか、この案で。それを詰めるにはもう少し具体的な設計になっていかないと、財政としては多分はじき出せないだろうと、そういうところを、例えば、そういう言い方をするといけないかもしれませんが、出してきたところの人たちは設計の専門家ではありませんので、こういう条件でやるとすれば、じゃあ断面はどうなりますか、それが広がれば橋はどうなりますかというのを、事務局という言い方でいいのか、幹事という言い方でいいのか、そちらへじゃあ実際に法律に触れないように設計するとすればどうなりますか、というようなことを投げ掛けるのか、あるいはそれで投げ掛けてもらったものに対して、財政ワーキングがお金をはじき出すような方向でいくのかというその辺はどうなるんでしょうか。これ尊重するというだけで、また我々はゼロから絵を描くところからいくのかと、その辺はどうなるんでしょうか。ちょっと教えて頂きたいんですが。

#### 宮澤委員

今日財政ワーキングの座長おりませんが、費用は出すことは簡単だと思うんですね、あの大方の大体の。それは特にこのところは敢えて出さなかったのは、そこまで出すところまで案が成熟してないから、出さなかった訳であります。一番今大事なところでございまして、どういうところまで仕上げるかということですね。それから財政ワーキングの方では、どの程度お話ししてよしいのかどうかというのは、この間7日の日に急遽集まりまして、非公式のうちにやった訳でございますが、そういうようなことで、大変難しいところだと思います。

私は一番の大事なことは、これから他の部会がやっていく時の、部会がどこまでやるか。私は13回やりましたが、これは本当に、多分石坂部会長もそうでございますが、大変だと思います。ですからどこまで部会が検討委員会に上げてくるか、高橋さんのおっしゃられるのは、どこまでの部分はどのなのかというかたちのところを具体的にやってこないといけないと難しいなど。これだけもう、多分浅川の部会の方でも相当やってきて

おります。その中には市町村長さんも入っております。そうすると権威がある程度相当上がってきている。そういうようなところとなりますと、地元の方の予算の分配、県でこうやって、国でこうやって、それじゃ残りどうやるかというような具体的なそういう部分も入ってくる訳でございますから、相当やはり部会で審議された内容は現実味を帯びてくると思うんです。そういう行政のサイドの中で具体案を出していくということですから、部会もこれからどういうふうに出していくのか、そこら辺のところは相当ある程度のスパンをこれから決めてかかっているかないと、大変なんじゃないだろうかと、私は思います。

先程、浜委員さんでございますか、幹事会の方はどの程度口を出すかということですが、私は部会が始まる前に、部会委員の皆さんと共通認識で、共通問題を勉強して頂く時間、これを相当もった方がいいと思います。今回もそれをやって頂きたかったんですが、ちょっと今回事前にやってしまうと、偏った考え方を押し付けてしまうのではないかと、配慮も幹事会の方にあったようでございますが、やはりある程度勉強して頂かないと、そこまで来る間に非常に多くの時間を費やしてしまう、ということがあろうかと思うんです。

ですから、ある程度問題になる箇所を集中的に論議して、同じテーブルに載って頂く為には、そういうような部会のあり方も考えていかれないと、ただ時間だけ経過してしまうというようなことになってしまうんじゃないかと思うんです。

はっきり申し上げまして、砥川も浅川もこれは異常だと思います。毎週土日やっていくなてことは、多分宮地委員長はずっとそれぞれ傍聴して頂いたので、私は片方しか出てないので、大変申し訳ないと思うところではありますが、やはりちょっと異常ではないだろうかと。もっとゆったり構えていく為にはもうちょっと時間も必要だと思いますし、事前にある程度のレクチャーとか、そういうものも必要だと思うし、県の幹事会ももうちょっとやはり言うべきことは言い、相談にのるところは相談にのって頂かないとちょっと大変じゃないだろうかなと。まとまりませんけれど、これから今日4つの部会どうするかという話がすぐ来て参りますよね。そのようなこともございますので、部会と検討委員会のあり方、それはやはりある程度ここで一定の方向性を出された方がいいのではないかと私は思います。

#### 大熊委員

ちょっと感想と、松岡委員の意見に賛同する点をちょっと言いたいと思いますけれど。まず今回の、私は浅川部会の方に出ておりましたが、100何時間掛けているという感じで、普通世界の中でもこういう議論をする時に、2年間くらいかけて、2時間の委員会を30回くらいなんですよね。それでかなりの結論が出ているんですが、今回は本当に短い、3ヶ月か4ヶ月の間でこれだけ集中していて、これだけ時間をかけているのは、大変世界的にも珍しいケースだと思います。ただこれが同じ時間かけるのでも、1年かけてやった方が多分いい結論が出たと思うんです。3~4ヶ月ぐらいでやるところにちょっと限界があったのかと思いますけれど、とにかくこれはすごいことだと。住民参加でものを決めていくという上では歴史に残ることなんじゃないのかなと、今将来そういう土木史の中で書きたいと思っておるんですが、それは前置きです。

それで、松岡委員が今提案されましたように、私もこの部会から出されたご意見は大変重要だと思いますし、これを一つ前提としてやはり財政ワーキンググループで、A案とB案ですか、B案も200m<sup>3</sup>/sですか、そういったものを前提として計算をして頂いて、どれぐらいかかるのかという。それから恐らく将来にわたっての維持管理費もおおよそ推定して頂かなきゃならないだろうと思いますし、堆砂したりとかいったような問題も含めてですね。その辺をある程度目安となる数字を出して頂いて、それで我々また判断するということになるのではないかと、是非財政ワーキングに次ご努力お願いしたいなと思っておりますけれど、という意見です。

宮地委員長

はい、どうぞ幹事長。

青山幹事長

幹事の役割が朝から議論されていますが、今松岡先生から提案され、大熊先生もおっしゃいましたが、私どもとすればですね、B案の基本高水ですね、それはたまたまこの中では200m<sup>3</sup>/sが提案されたと書いてありますので、その基本高水、Aの場合Bの場合複数でもいいんですよ。例えば200m<sup>3</sup>/sの場合、220m<sup>3</sup>/sの場合、250m<sup>3</sup>/sの場合と命じて頂ければ、それに従った河川改修の計画を作る事業費がはじけると、それは私ども幹事の方としては責任をもってやる立場だと思えますよ。ただその基本高水をいくりにするというのは私どもの方からは言えないということで、そこが一つの幹事と委員の先生方の違いだということでご理解頂ければと思うんですが。

宮地委員長

そうですね。そういうことありますね。はい、松岡委員、如何でしょう。

松岡委員

ですからこちらはその断面が決まるようなものを、たまたまなんていうとこちらに失礼ですが、それに基づくというので、過去の洪水から基本高水流量を決定して、まだ決定して何m<sup>3</sup>/sにするというふうに書いてないので、でもこれでまあ決定すれば、断面が決まれば、じゃあ基本的な設計は河川課なり何なり、ああこういう断面が切ればこういう断面になるね、でもこのところが足りないよとかね、そういうことを1回砥川ではいきそうな部分までいったではなかったでしたっけという話もある訳です。そういうところで、ノウハウを持っているところがそれだとここに抵触しちゃうとかしちゃうとか、いろいろなことがあって、ここまで漕ぎ着けたということがありますが、ですから考え方を決めて、断面が決まったら今度は財政の方へ投げていくようにしないと議論が進まないんだと思うんですが、どうやって進めていくんですかと。

宮地委員長

そういうもんだらうと私も思っております。例えば浅川は多分そんなふうな格好で出てくるんじゃないかと。

石坂委員

それに関わってなんですが、部会でどこまでできるのか、検討委員会がどこまで責任を負うのか、どうするのかという議論の中で、それはいろんな方から出ている意見の繰り返しになる部分もありますが、限られた期間の中で、部会と検討委員会のキャッチボールがどこまでできるのかということと、部会の議論がどこまで煮詰まるかということで、決まっていくというのが私この間浅川部会で議論してきた経験から思うところなんです。

結局何度も申し上げて恐縮なんですけど、余りにも3月末ということだけを本当に言われましたので、私としてはどうしてもそこだけは責任を負わなければいけないという、逆算で運営をせざるを得ない部分が無理があって、どうして4月半ばではいけないのかなという感じなんですけど、まあそれはもう言いませんけど。

そういう状況の中では宮澤部会長が言われた通りで、浅川の場合でいいますと上流、中流、下流の住民の意識は本当に違ってきますし、状況も違いますので、またその市町村長さんの思いも違うということでは、その共通認識をもっていくまでに時間が掛かってしまうんですね。だから事前の共通認識を持つための一

定のレクチャー、学習的なものは最低限欠かせませんし、財政ワーキングでというお話ですが、それは当然やっていかないと責任ある対策案は出せませんが、この間の浅川の経験でいいますと、結論的には砥川と同じように、河川改修を主要にするという案の基本にある考え方は、450m<sup>3</sup>/sも出ないんじゃないかというところから始まって、既往最大を基本高水に採っていこうと、幅が非常に220m<sup>3</sup>/sから450m<sup>3</sup>/sとこんなにある中で、そこじゃないかということなんです、住民の中での検討はせいぜいそのくらいです。

それを実は私は何回も立ち会いまして、幹事会、事務局には非常にご苦勞を頂きまして、浅川ダム建設事務所とか河川課の皆さんに立ち会って頂いて、財政ワーキングにもっていかれるような、河川断面や工法の検討をやってみたんですよ。でも実際には検討して頂いて、どうですかといわれましても、提案している住民には、良いか悪いかお返事はできないんですね。結局キャッチボールができてない中でそういうことが起こりましたので、私はもう「待って下さい」ということで、財政ワーキングからのご検討をして頂く段階には議論が煮詰まっていないということで、幹事会からも何度も救いの手を差し伸べて頂きましたが、議論の煮詰まり方がそこまでいっていないという理由をもって、残念ながらご遠慮申し上げるという事態に、この限られた期日の中ではなりました。

だから今後については、かなり大変ですが、自分達を縛っていくことにはなりますが、結論的には部会と検討委員会のキャッチボールがどれだけ頻繁にできるのかということに、どこまでの責任をもった検討ができるかというのはかかっていくだろうし、それが詰まっていけないと結局財政ワーキングに試算して頂く段階にはならないんですよ。それは住民の側の思いと専門家の検証と、両方セットにならないとその段階にもっていかれないというのが、この間の経験の中で本当にはっきりしてきていることなんです。ということで、今後の運営にそれを活かして頂きたいなと思います。

宮地委員長

はい、そろそろ議論も煮詰まってきたように思うんですが、要するに私思うんですが、まだございますか。

竹内委員

今日は財政ワーキングの五十嵐さん、ちょっと来れないもんですから、とにかく先程宮澤委員も言われましたが、私どもも財政ワーキングもそうだと思うんですが、正直申し上げて困っているというのが現況です。

というのは国の動向はある程度交付税の話も含めて、近くははっきりしてくると思うんですが、問題は代替案自体がいわゆる試算ができないという現況でして、そのできれば次回にこの論議するのに出せればいいんですが、そこははっきりしない、とにかく出せないという実情だけお分かり頂いて、それで私ちょっとこの間携帯が調子悪かったもので、五十嵐さん今日私報告するのに電話くれたらいいんですが、来なかったもので、河川課の方でもし話を聞いていれば、意向をちょっとお話頂ければ有り難いんですが。

宮地委員長

財政ワーキングの方のお話があった。そうですか、何かご存知でしたらどうぞお話しになって下さい。

大口河川課長

今幹事長の方から申し上げた通りですが、とりあえず本日は、砥川についても浅川についても形ができてないので、今回は財政ワーキングから返事はできないということ、五十嵐座長の方から言われました。それからもう1点、4月11日だと思うんですが、その委員会に砥川、浅川の財政ワーキングとして報告したいんですが、形が整わなければもっと先にいきますよと、いう話になっております。

#### 宮地委員長

ああそうですか、はい分かりました。如何でしょう。話が煮詰まってきたと思うんですが、砥川からは現在こういう資料が出されました。ですから検討委員会の皆さんにその内容を全部見て頂いて、お考えをまとめてもらう、そういう時間的なことはできると思います。それからもう一つ、これは先走って申し訳ありませんが、浅川の方はもう1週間ないし10日くらい経ちますと、同じようなものが出てくるだろうと思います。それを次の検討委員会まで待っていても仕方がないと思いますので、そういう資料を早急に委員の方にお配りをして、それをよく読んで頂いたものについて、今度は多分両方の部会についての話だと思いましたが、前から一応予定しておりました4月11日、そこでその議論をして頂きたい。

そこで今の砥川についてまだ決まってない部分もございますので、検討委員会としてはどういう方向でこれをお願いしようか、今のB案の中身ですね、そういうことにも話が及ぶと思いますが、そういう議論にしていってどうかと思います。ただ4月11日で済むとは思われませんので、できる限りこの次の11日の後のことも、大体4月中には最低もう1回開く、そういうようなことで皆様方のご予定を後でお伺いをして計画を立ててみたいと思っておりますが、高田委員どうぞ。

#### 高田委員

例えば砥川の改修に対してどれくらい事業費がかかるかというのは、そんなに大事な話なんでしょうか。例えばダム+河川改修案の改修案は一応はじかれていた訳ですね。B案に対してもある程度の精度が出ている訳です。その両者の差がそんなに、倍とか5倍とか、そんなもんじゃないんですね。

もう一方ダムに関して240億という話が昔からありますが、今まで過去の資料からいって倍くらいかかると、過去の県の統計が出ています。それはよく分かりませんが、私の感覚では熱水変性のややこしいところがある、だからまあ多分240億より大きくかかるだろうなと思うんです。だからそのダムの事業費の見積り精度の中に河川改修の金額は入ってしまう程度と私は思ってるんですね。だからその何10億単位の精度でいいんだったらすぐ出ると思います。ですから今の200m<sup>3</sup>/s、あるいは220m<sup>3</sup>/s、250m<sup>3</sup>/s、280m<sup>3</sup>/sになったらさっきの特殊堤かもしれないという、そういうのでちょっと変わってくると思うんですが、そこら辺の値だったら、幹事が言われたようにすぐ出ると思うんです。でその出された値はそんなに悪い精度ではないと思います。

#### 宮地委員長

はい、これから議論することは財政の問題ももちろんございます。けれども一番基本的にはこの砥川で出てきた案の、どこをポイントとして検討委員会が捉えるかという問題がまず先にあるだろうと私は思っております。そこへただ今まで全然出ていない財政の問題もございますから、お答えして頂ける範囲はお答えして頂くし、それはさっきのA案にしてもB案にしても、川の幅がどうなるとかそういうところまで我々の委員会を書く必要はないかもしれない。それについてはこういう考え方でいくから、それについてこうで、例えば河川課がひとつのそれに対応するものを考えてくれるということではできているんですが、やはりもっと大筋のところを議論するところがまず来るだろうと思っております。

ちょっと話をぼやかしたかったかもしれませんが、つまり細部にわたって本当にこれならダムができるよという図は、私どもはこの検討委員会だけでは書けないだろうというのが私の感じなんです。

#### 竹内委員

要するにワーキングで論議されているのは、そういう意味で慎重に、数字っていうのはなかなか一人歩きますと、大変ね賛否両論渦巻くなかでえらいことになっちゃうなという一つの認識があるんですね。それ

とやはりできるだけ精度の高いものが出ないにしても、できるだけ近付けるということで行くと、例えば河川の断面はどれくらいとか数字がはっきりしてこない、なかなか事務局の方で詰めたくても詰められないという部分があるんです。そういう意味で困難な状況がありましたということをお願いしているんで、もっと端的にいうと補助金の関係も実際それも対象になるかということも含めて、ある程度考えなきゃいけない部分もあると、そういう論議をしているということですので、ご理解を頂きたいと思います。

宮地委員長

はい、分かりました。松岡委員どうぞ。

松岡委員

そういうところへいくために、例えばダムだったら補助金があるけれど、ないものもあるというようなところへいくためにも、我々じゃあ設計できないという先生もおっしゃった通りで、当然ここでは設計できないので、決めるべきところを決めたらば、県の方で、断面だけでもですよ、広がり過ぎたら橋も必要になるかもしれないという、そのくらいのところはこちらでやるのではなくて、決めるところだけを決めて向こうへお願いして、出てきたものについてこちらで計算して、次の議論を始めるのかと、そういう段取りでいくのですかということをお願いした訳です。

宮地委員長

それは私は当然だと思っておるんですが、そうならざるを得ないだろうと思っております。

宮澤委員

1つだけすいません。是非とも大いにご検討して頂いて、次回ご検討して頂くことは大変ありがたいことだと思いますし、それを是非ともお願いしたいと思います。私の方でひとつ本当に苦しんでしまいましたことを1つだけ申し上げます。それはこれから他の問題にも全部出てくるとは思いますが、利水の問題です。

多分大仏が、ダムが廃止になったのは、水問題、利水問題、飲み水問題が比較的なかったからだというふうに私は聞いておりますが、間違いだったらお許し下さい。要するに水問題は基本的にその市町村に水道事業の問題点がございまして、ここが一番難しいところとございまして、今回砥川を研究する中で、いろいろな案を作成する中で一番困ったのは、利水の問題、飲み水の問題をどういうふうに解決していくか、ここが一番残念ながら難しいところでした。このところをどうやってこれからクリアしていくかということは、これから是非とも、大いに検討して頂きたいということなんです。私ども県の条例に基づく委員会でございます。水道水の問題につきましては、私どもはどの程度市町村に対してお役立ちができるのだろうか、というような問題点も含めまして、この利水の問題については各委員さんとも是非とも次の4月11日ですか、これも併せて十二分にご検討して頂きたいと。要するに県としては若干手の届きにくい部分が横たわっているということ。これは他の例えば黒沢の場合のそうだと思いますし、いろいろなところもあると思いますので、どうかそら辺のところをよく整理をされてかかっていって頂ければありがたいなと思うところがございます。

宮地委員長

はい、分かりました。如何でございましょう。結局もう全て議論は尽きておると思いますが、もう1回私も申し上げますが、これからの議論の進め方でございまして、今日の砥川の資料はよくお読み頂きたい。それから浅川の方は多分、31日が過ぎますと、同じように資料を揃えてご報告があると思います。それにつ

いては、各委員にできるだけ早く資料をお渡し致しますので、それを是非よくご精読頂きたい。

それに基づいてまず第1回の問題に対する議論を4月11日に行いたいと思っております。それは前から大体日程的に申し上げてございます。ただしそれだけでは到底済みませんので、4月の下旬に、漠然と申し上げておきますが、皆様方のご都合を伺ってできるだけ早く次の検討委員会の会合を開きたい。そこから辺からそろそろもう最終的な我々の答案を書くという措置を始めなきゃいけないだろうと考えております。如何でございましょうか。よろしゅうございますか。はい、それでは、以上で部会の報告をこれからどう取り扱うかという問題については、一応議論を終了致します。

3時10分になりました。ちょっと休憩致しましょうか。それでは、今10分でございますので、15分取りましょうか。3時25分ということに致します。あとは限られておりますので、どんどんと進めたいと思っております。よろしく。

<休憩>

田中治水・利水検討室長

議論の方をお願いしたいと思っておりますので、席の方へお戻り頂きたいと思っております。よろしくお願い致します。

宮地委員長

それでは、宮澤委員ちょっとご用事で席をはずしておられますが、会議を続行したいと思っております。大変いろいろご議論を頂きました議事の1の砥川部会からの報告について、まあ浅川もちょっと関連しておりましたが、それは済みました。2番目の今後の予定についてというところでございます。ここにも出ておりますが、答申の時期についてということで、これが冒頭に私がご説明を致しました知事からの要請もございまして、検討委員会の中で答申の時期をどうするかということをご議論頂きたいと、こんなふうになっております。

それで、現実問題を申しますと、浅川と砥川というのは、大体部会の議論が終わると申し上げていいのかわかりませんが、報告が出ている。だからこれは私どもが先程申し上げましたように、できるだけ早い段階で答えが書けるような体制を組みたい。そのひとつは5月とか6月でしょうか、要求を出す時期がございまして、6月いっぱいうちの答申が出ていっても、県の方は処理に困るという面がございまして、やはり4月いっぱい位から5月の連休の初めには、とにかくご返事ができるようなことを目途として考えたいというのがひとつの考え方でございます。

もう1つは残りの7河川がある訳でございますが、その7河川のうち、もう既に立ち上げる予定になっている部会がございまして、3つございまして、その3つのことについてどう考えるかという問題。それから最後はここに書いてあります4河川流域、清川、角間川、薄川、駒沢川、これはどうするかと3つに分かれると思っております。

それで如何でございましょう。まず最初の浅川、砥川の方についてはもう現実に答えを書くことを早急にするという段階にきておりますので、それをできるだけ早い段階に仕上げる、これは皆さんご異論はないだろうと思っております。そうすると現実問題として、まず現在立ち上がって公募までしております3つの部会がございまして、この辺のことをどうするか。実際に部会を運営なさる部会長さんがそれぞれおいでになられますので、まだ公募委員も決定しておりませんが、実は本日公募の特別委員については、委員長と部会長との間で、選んだ者について打ち合わせをする予定にはなっております。それを県の方と調整をして知事に上げていく。ですからメンバーは揃うと思っております。そういうことを頭において、皆さんその辺如何でございましょうか。



高橋委員

私は、浅川、砥川の答申が済んだ後に立ち上げたいと。

宮地委員長

実際に動くということですね。はい。はいどうぞ。

竹内委員

私はできるだけ早く方向付けをするという立場で、でき得ればもう事務局とはある程度日程的に話を進めていった方がいいかなということで、4月のできれば23、24日辺りに1回スタートできればな、という気持ちであります。ただその辺のところについて、公募委員を最終的に決めるのは知事ですから、その辺の日程がどうなっているのか、早く決めてもらわないとできないということで、その辺、どんな作業手順になっているかだけちょっと確認できれば有り難いんですが。事務局の方で。

宮地委員長

はい、竹内さんは郷土沢でございますね。

竹内委員

郷土沢です。

宮地委員長

そうですね。はい。高橋さんは。

高橋委員

黒沢です。

宮地委員長

黒沢ですか。はい、それからもう1つ。浜さんが上川で、上川はちょっとややこしいもんでございますが。

浜委員

基本的には竹内さんの方と、郷土沢と一緒になんですが、まだ今委員長おっしゃるように、大変難しい部分を含んでおる河川でございますから、まず私の方のレクを済ませて頂いて、問題点等を精査した中で、部会の特別委員を決めて頂いてから、今後の日程を決めたいと思っています。

青山幹事長

上川の問題で、蓼科ダムでございますが、ちょっと私の方から報告をさせて頂きたいんですが、去る2月14日に株式会社長谷工コーポレーションの方がおいでになりまして、3点につきまして要望がございました。ダム本体着工の見通しが立たない状況の中で、開発計画に着手できない状況であると、それから民間企業としてもうこれ以上待てない状況だと、今年の3月末までに県の方針を出してもらいたいと、検討委員会が期限を切って結論を出してくれるんなら、待つことは可能であるという。3点に付きまして要請と現状のお話がございました。

こういう要望につきまして、一定の理解ができますので、この審議の進め方、時期ですね、こういうこと

も踏まえて検討して頂ければありがたいと思いますけれども。以上です。

#### 宮地委員長

はい、今上川はかなりシビアな問題があるんでございますが、それで如何でしょう。やはり部会長さんのご判断で、いつから始めるか、これはやはり部会のご希望もございましょうから、私はそれはお任せできると思います。しかしその準備は部会の特別委員の選任はなるべく早くして、早く動けるところは早く動くようにしておきたい。それはそう考えております。

もう1つ問題は、答申の期限をはっきり検討委員会の中で今決められるかという話になる訳でございますが、それは今の特に上川のようなシビアな問題がございまして、今すぐここでですね、何日かと、あるいは大体このくらいという目途もなかなかお示しにくいと思うんですが、どうでしょう。はい。

#### 竹内委員

12月の確か27日のこの検討委員会だったと思うんですが、一応どんな今後の部会を立ち上げていくかという論議の経過の中で、国の予算のからみで、継続と新規の場合とかいろいろあって、5月と11月というひとつの区切りというものをこの検討委員会でも一応集約されて、それで今回部会を3つ、他のも含めてそれを目安にしてやっていこうと確認されております。その為には4月に発足できるようにということの経緯がございまして、公募もされたという経緯があります。ですからその辺のところを一つの目安として確認をまず再度頂いて、その中で部会長さんのところで判断を頂くということで如何でしょうか。

#### 宮地委員長

はあ、そうですか。私もそうして頂ければと思いますが、確かに12月の段階で浜委員がご指摘になりましたように、予算要求の絡みもあるということをお願いしましたし、県会の中でもそういうことはご発表になっております。私も知事にはそういうことを申し上げてございます。

ですから、今いつ頃までとははっきり申し上げられないけれども、今のような申し合わせを再確認して、その中で部会長さんがひとつご判断を頂きたい。それでもし必要ならば検討委員会の方にも問題を投げ掛けて頂ければ、私達も応援すると、そういうかたちで如何でしょうか。特にそうなると切羽詰ってくるのは3人の部会長さんでございまして、そういう方々がそうやってみようとおっしゃれば、私はそれで、特に県会の委員であられる方がおっしゃる訳ですから、また話も向こうへ通じやすいんじゃないかと、私は率直に思うんですが、如何でございましょうか。はい、どうぞ。

#### 浜委員

ちょっと幹事に聞きたいんですが、今ご説明頂いた蓼科ダムの長谷工コーポレーションですね。これは検討委員会が期限を切って結論を出してくるなら待つということなんですが、これはいつまでに県の方として、県知事としての判断を決めて頂く時期をいつかということを行っている訳ですよね。検討委員会がいつまでに結論を出すということではない訳だよね。ダムをやるのかやらないのか、その結論を知事が判断した時期を示せということなんですか。

#### 青山幹事長

最終的にはそういうことだと思いますが、例えば検討委員会として、概ねこのぐらいの時に結論を出しますと言えば、自ずと知事がそれを受けて判断する時期というのは想定できるんじゃないかと、こういうことだと思うんです。ですから一番の望むところは、充分審議して頂いて、この時期を目途に結論を出しますと

いう検討委員会の方向が決まれば、その先はもう自ずとそんなに延ばしていく訳にはいきませんから。

浜委員

そうすると、その時期をね、例えば部会がいつ頃までに終了させたいというようなことを、例えば部会を1回開かないと、私が一存で申し上げる訳にはいかない訳なんで、まず部会を立ち上げて、その中でこういう要望がありますと、その時期については期限を切ってよろしいかどうかということを諮っていかなきゃいけない訳ですよ。そしてその時期に、じゃあ第1回目の部会でそのことを確認させてもらって、それであと検討委員会がどう判断されるのか、そうして検討委員会から知事に上がっていった段階で、何ヶ月かかるのかということは計算してもらおうと、こういうことでいいんですね。

青山幹事長

はい、従ってですね、今お話ありまして、例えばその第1回の部会で、およそこのくらいを目途にして結論を出しますというお話がまとまれば、私どもの方で長谷工の方へ、こういうかたちで一応部会としては考えていますよという話はしたいと思うんですよ。それでその時にまた長谷工の方でご意見があればまた聞きまして、こちらの検討委員会の皆さんの方へお話ししたいと思います。多分そこらへんのある程度目途がつけばいいんじゃないかと思うんですがね。

浜委員

その答えはいつまでに出せということはない訳ですか。

青山幹事長

ええ、いつまでということはありませんので。

浜委員

できるだけ早くということですね。

青山幹事長

もちろんそういう前提でございますけれども、はい。

浜委員

ですから委員長これは1回やはり部会を我々の方の上川部会を開いてから。

宮地委員長

当然そういうことも、今度は先に申し上げておいた方がいいかもわかりませんね、部会の方に。ですから大体これを目途としてということで、いついつとは多分言えないと思いますんでね、こういう目途で考えましょうということで部会で合意を得て頂ければ、事務局の方へ一応のご返事ができるんじゃないかと思いますが、そういうことでよろしゅうございますか。特に3部会長さんそういうことでございます。

で、他の方は今のような上川のような切羽詰ったことは外からはございませんが、やはりそれも頭に置いて、一つは竹内委員がおっしゃったように予算要求の件がございます。それを充分頭に置いてお願いしたい。で、実は同じことは次の4河川の問題にもある訳でございます。まだ部会が立ち上がってない段階なものですから、ますますそのところは言いにくいんですが、実際に今回の2つの部会を動かしました時も

かなりご苦労をなさって、事務局も大車輪で、2つで目が回っておったのが、3つになったらどうなるだろう、7つになったらどうなるのだろうかということで、如何でございましょう、この4河川のことについては、確かにやはり一つは11月というのがひとつ目途が確かにあると思いますが、そういうことを考えながら、他の前に先行する3部会の議論が進むのをにらみながら、部会をどういう格好に立ち上げていくか、そこら辺はもう少し時間を後にして議論した方が現実的ではないかと思うんですが、如何でしょう。大体部会を立ち上げるということは、基本的な合意案になっておりますけれども、如何でございましょうか。竹内委員どうぞ。

#### 竹内委員

先程申し上げたのは、予算要求の関係もこれ全部4つも、あの12月の時点では、含めて論議されている訳なんですね。ですから3月31日でも浅川についても、ある程度目星が付いているということになりますと、気持ちの上でもまあ今日論議してもちょっとという感じだと思うんですが、次回いつからやるかということではなくて、例えばメンバーの皆さんですね、前決めたように私はどこへ所属するかというようなことも含めて、論議は公式の場というよりも、例えば休憩時間を使って雑談である程度希望を出してみたりするということをやっておいた方が、私はいいと思います。ですから是非次回時間があればそういう場を設けて頂いて、ある程度見通し、いつやるかということも含めてある程度方向しておいた方が、よりやりやすくなるんじゃないかと思います。

同時にあともうひとつ、議会の事情によりまして、会派が1つ増えましたものですから、その関係で知事の方から検討委員を1人お願いしたという経緯がございます。後から恐らく報告があるんでしょうが、そうすると新しく部会を設置する論議の時には、その方も含めてある程度論議していかないと、今度どこに所属するかという問題も出てきますので、そういうこともご配慮頂いて、もし次回そういうことである程度論議するのであれば、その方にもご参加頂いてやっていくということの方が私いいんじゃないかなと思うんですが、その辺もちょっとお分かり頂ければと思います。

#### 石坂委員

今の意見はそれはそれで賛成なんですが、この3流域に続いて4流域を多少の時間差でやっていく考えの中で、前から意見が出ていますし、私もご意見を言った記憶があるんですが、薄川に関しては基本的にはもうダムを造らないと、大仏です。ダムによらない改修案や治水対策を現実の問題としてもう手立てを取っていかねばならない訳で、浅川や砥川とは違う意味での緊急性がある訳ですよ。森林と水のプロジェクトの立ち上げとか、この検討委員会ができる以前には、部局横断的な、特に森林に新しい光を当てた検討がいい意味で進んだと思うんですが、事実上それも中断的な状況になっていると思いますが、いずれにしても急がなければならないという点では、別に他の流域が大事じゃないという意味ではないんです。私はそれを横並びの部会でやるのか、それとも検討委員会としてやるのか、急がなければならないという点では、薄川の大仏ダム計画後の、中止後の治水対策について、先日の議会にも流域の住民の皆さんが改めて要請にいらしているんですね。だからそういう中での緊急性があるということを念頭に置いてこの検討委員会もやっていかないと、ここで部会が立ち上がるまでは検討ができないように薄川についてなってしまうというのはちょっとまずいんじゃないかと思っているんですが、その辺はどのように考えていけばいいでしょうか。

#### 宮地委員長

はい、つまり4部会横並びということではなくて、もう少しちょっときめ細かい話があるんじゃないかということですね。私は部会を立ち上げなきゃできないことばかりじゃないと思いますが、ただ検討委員会で

あまりその問題に突っ込んでしまいますと、今度は部会どうするんだという話にもなって参りますので、兼ね合いがありますが。

率直に申しまして、この4つが横並びとは私も思わない面がございますけれども。ただ今の段階で4部会を云々というのは、竹内委員のおっしゃるように、もし立ち上げるとすればそれなりの手続きに時間がかかることも事実でございますので、その為に手遅れにならないようなことは考えたい。それでこの次にやるのが適当かどうか分かりませんが、そういうことを頭に置いて、もう少し後にちょっと延ばして頂きたい、こういうふうに私は思いますが、如何でしょうか。

今の石坂委員のご提案もありまして、ちょっと違った見方が出ておりますが、これは薄川はダムがないから考えやすいって言えば考えやすいかもしれませんが、難しいって言えば難しいですね、きっと。あそこにはきっと河川工学の方の人間をもっと沢山入れなきゃいけないかもしれないという感じがあるんですけども、まあ、そういうことも含めまして今のことを申し上げますと、3つのことについては3人の部会長さんが概ね一致した意見で、市民のことを頭に置いてご議論頂くということになりましたし、次の4河川のことは、今日出た意見も頭に入れながら次回以降にもう少し議論を詰めていきたい、そういうことを申し上げたいんですが如何でしょうか。よろしゅうございますか、ちょっと最後曖昧でしたか。はい、どうぞ。

#### 高橋委員

私も石坂委員と意見は同じなんですけど、私最初からダム検討委員会なのに、ダムがないのに何故ですかと発言したことがあるんですけど、まあ総合治水ということとということでしたが、限られた人間でこれだけの部会を立ち上げて、果たして今県会の先生方が言われるような期間内にやれるかという物理的な問題が出てくると思うんですよ。従って私はやはり薄川は委員会で検討したらどうかと、私はその方が、殆ど専門的な分野だけと私は思うんですよ。その方が期待に添えるかと。

#### 宮地委員長

そうですか。まあ我々の任期は2年でございますので、11月までに全部済めば同じなんですけど、率直に言う。ただそうは多分参らないだろうと、だから11月を目途に致しますが、それ以後にずれ込むことだって僕はあると思うんですけど、そういう時には県は県なりのいろいろなお考えもあるだろうと思っておりますが、しかし我々は任期一杯は働かされると思っておかないといけないだろうと思っております。

#### 高橋委員

ただ条例の精神から、住民の意見というところがあるんですけど、それは公聴会なりをやればいいんじゃないかと私は思うんですがね。

#### 宮地委員長

なるほど、必ずしも部会でなくてもよろしいというお考えもあるようです。はい、どうぞ。

#### 竹内委員

この薄川の件は論議がいろいろあったんですが、例えば今までこうして部会をつくってやってきたことが、ある程度一つの流れとして、県内それぞれ知られてきたと、しかし水害についてはいわゆる一つの案として県が例えばこれと同じ手法を用いて流域の市町村も含めて対策委員会なりを作って、そこで検証してその対策委員会なりが例えば公聴会なりを開いて治水のあり方を決めていくという手法も考えられるのではないかと

と思います。

ですからその選択はいくつかあって、まあ条例では決めてあるんですが、この中でそういう確認ができればそっちの方に自主的にやって頂くという手もあるかなという気がします。

宮地委員長

なるほど。今の話は初めて、私はもう9河川やらなきゃいけねえと、思い込んでおりますもんですから、ただそれをやるのには、やはりそうやったらどうですかということをお早く言わなきゃいけませんよね。切羽詰ってから逃げちゃうような格好になりますと。はい、どうぞ。

石坂委員

その点では先程も申し上げたんですが、林務部中心の森林と水のプロジェクトがエネルギー懸けて一定の検討もあったりする中で、この薄川流域こそ幹事会で今までの検討や蓄積を、かなりこちらへ提供して頂いたり検討して頂いている部分を活かして頂けることができる流域ではないかと思っておりますので、高橋委員や竹内委員の意見も活かして頂きながら、できる検討を具体的にやっていかなければ、部会の立ち上げだけに留まらない検討を薄川流域についてはやるべきではないかと、非常に強く思うところなんです。

宮地委員長

はい、分かりました。浜委員どうぞ。

浜委員

私も同じく、薄川の場合はもう技術論の問題になってくると思うんですよね、改修のね。ダムありとかなしとか全然関係ない。利水の問題も関係ない訳ですから。そうすると後はもう技術論だけですから、河川課である程度進めていって頂かないと、それで例えばいろんな案がこの検討委員会に提示されても私はいいと思うんですよ。今の森林と水のプロジェクト関係もありますからね、そういうのを総合して進めていって頂く方がいいんじゃないかと思えます。

宮地委員長

ああそうですか、大分今までの流れと違うようなご意見が出て参りました。今の段階でこちらの方で案を作れていったって、はなはだ無理な話なので多分。我々は知事から9河川承っておりますから。そういうことで委員会として、そうやってもらおうじゃないかという話になったらお願いできますね。それも含めまして、これからもう少し後の4河川のことを含めて議論して頂きたいと思いますが、そんなことでどうでしょう。幹事会の中で今のことでありますか。

青山幹事長

私が思うには結局は今の大仏、薄川ですね。どうするかということで、基本高水をどのくらいに置くかというのが一番の議論じゃないかと思うんですよ。そこにまた戻ると思うんですよ。そうすると大仏につきましてはピーク流量が580m<sup>3</sup>/s持っていけるようにしていますよね、それで実際の現在の河川能力は180m<sup>3</sup>/sなんです。その差が400m<sup>3</sup>/sある訳です。その場合について、まさにこの委員会でその辺の目途をつけてもらって、それに対して河川改修を具体的に幹事の方で作ってそこで議論をしていくというようなかたちで進まない、一番の大事なところがどっか議論されないでやってしまうというのは如何なものかという気がするんですが。

宮地委員長

確かにそうですね。もとはどっかで押さえる必要があるんですね。どうぞ。

石坂委員

だからずっと今出ている意見を活かして頂いて、この間の浅川・砥川両部会の一定の検討の中から活かせる部分もある訳ですから、薄川については是非検討委員会本体で今の基本高水の問題を中心に幹事会に願います部分も役割分担しながら、次回は主には砥川、浅川の報告を受けての検討委員会としての取りまとめの議論になろうかと思いますが、並行してやって頂いたらどうでしょうか。

宮地委員長

ああ、今すぐにそこまでいけるかどうか、私ちょっと自信がないんでございますが、そういう今までと違った方向でというご意見が出ましたので、そのことを頭に置いて、これからもう少し考えてみたらどうでしょうか。今この次の時にその中の議論と一緒に入れるといわれますと、私もちょっと困ってしまうんですが、どうでしょう。いまのご議論は記録に残しまして、充分検討するに値すると思います。ですからそれを是非頭に置いて頂きまして、次回以降に残った4河川のことをどう扱うか。もうどうやら今までの話ですと、同じように今までの流れのようにはいかない方が賢明かもしれないという感じはしておりますが、今日のところはそういうことで如何でございましょうか。はい、どうぞ。

松島（信）委員

今までの流れをお聞きしていると、浅川、砥川の最終的なことを固めていかなきゃならんということは、基本高水そのものが、一番割れている訳です。それを今後の検討委員会、4月2回予定しておる検討委員会の時に、どういう結論になるか分からないにしても、本当に納得するかたちで、この検討委員会がある方向性を出して、それは住民がどのような選択をするかということも最も基本的な立場において方向性を出さないと、これはだめだと思うんですね。その方向性さえ出せば、いろんなものももっと能率良くできるので、その辺のところは是非考えて頂きたいと思うんですが。

宮地委員長

はい、そうですね。如何でございましょう。私も基本高水の問題について、ワーキンググループとそれから多分今までの幹事会の方の、土木部の方のご意見といろいろ難しいところがあると思います。それを議論して頂いて、違うところは違うんだと、どこが一致してどこが違うんだということをはっきりさせて頂いて、この検討委員会にちゃんとお話を頂くと。その中には委員個人のご意見もございましょうし、幹事会もございましょうし、その中でこの委員会が何をどういう方向を出すか、そこをやらないと、浅川の話だって答えが書けないだろうと思っておりますが。今松島委員のおっしゃったことは如何でございましょう。

大熊委員

基本高水は基本的には、環境だとか財政だとかそういうことも含めてここでご決定頂くということになるんだろうと思います。ただそれに至る基本的な見方、考え方、それについて3人でもう一度よく話し合っ、その結果を11日にはご報告申し上げようかと思っております。

今予定では、4月10日前日3人で集まって議論するという方向で考えております。その中で客観的にここまで言えるといったようなことを提示できればと思っております。

宮地委員長

当然そういうことは、必要だと思います。これから後の部会においても尾を引きますので、よろしく願いたいと思います。よろしゅうございますか、今のことで。

はい、それでは、多分これで私としては議題は全て終わったと思っておりますが、その他のところが、何かございますでしょうか。次回については4月11日、時間的にはどうなりますかね。事務局の方で分かりますかね。

浜委員

委員長。先程竹内委員の方からお話がありました、もう1人検討委員会の委員が増える訳ですね。その状況について幹事会の方でまだ説明がないんですが。

宮地委員長

私は何も聞いてないんですがね。何も伺っておりません。これはまあ県の方はまたいろいろお考えもあると思っておりますけれども、もともと私のように外の間人が申し上げるのはなんなんですが、県の会派によって割り振られたというものでないと、本当は思う訳です。ですが、県の方でそういうご要望があれば、それは知事がお考えになって私どもの方にお話があるんだろうと思っておりますが、私自身はまだ何も聞いておりません。ですから、どうですかね、それは。もちろんその委員の方がどういう方が、入れるか入れないかは確かに知事の任命でございますので、それはあまりとやかく言えませんが、ただ今浅川、砥川についていろいろやっておりますので、その辺含めてやっぱりいろいろお勉強頂かないといけないものもございまして。ただ最後にいつ頃入って頂くのがいいのか、いろいろ問題もあると思っておりますが、どうでしょう、それは、幹事会の方で何かお考えがあったら。

青山幹事長

まあ新しく会派ができたということで、知事とも相談しましてその会派から出て頂いた方がいいんじゃないかという判断をしまして、議長宛に選出についてということをお願いをしました。議会の方からそういう具体的なお名前の、推薦候補者ということで上がってきておりませんので、上がってきた段階でどうするか考えたいと思っております。以上です。

宮地委員長

いずれにしても今浜委員がおっしゃったようなこともございますが、知事からお話がありましたら、これは原則的にそれは絶対にダメだという訳にはいかないと思っておりますが、どういう段階でお入り頂くのがいいのかと思っておりますが。はい。

浜委員

11日くらいからね、次の部会の立ち上げが出てくるようになりますので、タイミングとすれば、僕はできるだけ早くに参加をして頂いて、その部会あるいはワーキングの方に参加して頂くことがいいのではないかと、ただまだ委員長のところにそういうお話がないということになれば、これは全然ここで今論議する必要はないかなと思っております。



宮地委員長

じゃあそういう議論も出たということ、ひとつ知事にもお伝え頂いてご判断頂くと、如何でございますか。よろしゅうございますか。何かございますか。はい、どうぞ。

高田委員

ちょっとお願いですが、2月、3月は毎土日どちらか私全部出席しました。4月からのこの検討委員会とか部会とかはできるだけ土曜日をお願いしたいと思います。というのは、普段の日はどうもいけません。それと朝からこちらでやって頂く場合は晩のうちにこちらへ来なければいけません。できましたら土曜日をお願いしたいんです。

宮地委員長

さし当たって4月11日は何曜日

事務局

次回4月11日は木曜日になります。

宮地委員長

これは前から決めてございますのでね、すいませんけれども。

高田委員

これは参ります。

宮地委員長

まあそういうことで、ご要望はなるべくおっしゃって頂いて、ご都合も探しますけれども、なるべくご都合つけて頂きたいと思います。私のように無職だによろしいんですが。では以上でよろしゅうございますでしょうか。1時間稼ぐことができましたが、それでは本日の会議はこれで終わります。

ちょっと待って下さい。今ありましたので、4月11日にやりますが、その後4月20日過ぎにやるとして、日を決めて欲しいという要望があるんですが、今すぐ決まりますか。

高田委員

できればお願いします。

宮地委員長

できればお願いをしますと言っておりますが、それともなるべく早く、私は早速にでも皆様のご都合を伺って、それはすぐ1日か2日のうちにそれを出してくれということをお願いして、事務局の方に一任してはいけませんですか。

高田委員

結構です。

宮地委員長

ここでみんなで何日がいいってやりますか。はい、ではそれでご判断をして頂いて、日程表をなるべく早く1日2日のうちにお出し下さい。それによって一番都合のいい日を事務局の方にお任せする、そのところはご了解頂けますか。はい、どうぞ。

浜委員

今高田委員からお話しがございました土日ということ。部会が今度3つ立ち上がりますので、基本的にやはり部会は土日ということになるかと思えます。私どもの立場から言わせて頂きますと、どうしても土日というものがいろんな行事がございまして、今まで全部潰しては来たんですが、そういう意味では私どもの立場から言わせて頂きますと、平日にして頂ければ大変ありがたいと、こういうことだけ一応申し上げておきますので、よろしくお願い致します。

宮地委員長

やっぱりできるだけ沢山の委員が出るということが必要でございますので、そのようにお任せ願います。よろしくお願い致します。それでは日程表をなるべく早くにお願いします。

事務局

では、先程の4月11日の件ですが、時間は10時から場所は県庁講堂を予定しておりますので、よろしくをお願いします。

宮地委員長

はい、それではそういうふうをお願い致します。それでは以上で本日の会議を終了します。どうもありがとうございました。

以上の議事録を確認し署名します。

署名委員氏名 \_\_\_\_\_ 印

署名委員氏名 \_\_\_\_\_ 印